

第 1 編 一 般 共 通 事 項

第1編 一般共通事項

第1章 総則

1-1-1 適用

1. この土木工事共通仕様書（以下「共通仕様書」という。）は、大阪市水道局（以下「発注者」という。）が工事請負契約書（以下「契約書」という。）により施工する土木工事に適用する。
2. 共通仕様書は、工事に係る契約書及び設計図書の内容について、統一的な解釈及び運用を図るとともに、その他の必要な事項を定め、もって契約の適正な履行の確保を図るためのものである。
3. 契約書に添付されている特記仕様書、図面、請負工事費明細書（内訳書を含む）に記載された事項は、共通仕様書に優先する。
4. 特記仕様書、図面、請負工事費明細書（内訳書を含む）の間に相違がある場合、または図面からの読み取りと図面に書かれた数字が相違する場合、受注者は監督員に確認して指示を受けなければならない。
5. 受注者は、契約図書に特別に定めがある場合を除き、仮設、施工方法、その他工事目的物を完成するために必要な一切の手段については、その責任において定めなければならない。
6. 受注者は、建設業法第18条に定める建設工事の請負契約の原則に基づく施工管理体制を遵守するとともに、諸法令等（設計図書に定める通達・指針類を含む。）に定められる各種の責任者、作業主任者、または技術者等が所定の業務に従事するよう管理しなければならない。
7. 受注者は、信義に従って誠実に工事を履行し、監督員の指示がない限り工事を継続しなければならない。ただし、契約書第27条に定める内容等の措置を行う場合は、この限りでない。
8. 設計図書は、特に指定する場合を除き、SI単位を使用するものとする。
9. 発注者が、受注者から収集した受注者に関する個人情報、工事の施工上、発注者が必要な場合のみに利用するものであって、それらの個人情報の利用に当たって大阪市個人情報保護条例の主旨を踏まえ、その規定を遵守するものとする。
10. 工事には、発注者の定める検査要領を適用する。
11. 本仕様書において引用している各種基準、規格、規定、法令等については、常に最新のものを参照しなければならない。

1-1-2 用語の定義

1. 「監督員」とは、契約書第10条第1項に基づき、発注者が定める総括監督員ならびに主管監督員及び担当監督員を総称していう。
 - (1) 「総括監督員」とは、監督業務を統括し、主管監督員及び担当監督員を指揮監督するとともに、必要な指導及び調整を行う者をいう。
 - (2) 「主管監督員」とは、総括監督員の命を受けて担当監督員の指揮監督を行う者をいう。
 - (3) 「担当監督員」とは、工事に係る契約書や設計図書等の内容並びに工事の状況を十分把握した上で、指示、承諾又は協議、立会、工程の管理、使用材料の試験、若しくは検査、確認等を行い、工事が契約どおり適正に施工されるよう監督業務を行う者をいう。
2. 「契約図書」とは、契約書及び設計図書をいう。

3. 「設計図書」とは、仕様書、請負工事費明細書（内訳書を含む）、図面、現場説明書とこれに対する質問回答書をいう。
4. 「仕様書」とは、各工事に共通する共通仕様書と工事ごとに規定される特記仕様書を総称している。
5. 「共通仕様書」とは、各建設作業の順序、使用材料の品質、数量、仕上げの程度、施工方法等工事を施工する上で必要な技術的要求、工事内容を説明したもののうち、あらかじめ定型的内容を盛り込み作成したものをいう。
6. 「特記仕様書」とは、共通仕様書を補足し、工事の施工に関する明細又は工事に固有の技術的要求を定める図書をいう。
7. 「現場説明書」とは、工事の入札参加者に対して発注者が当該工事の契約条件等を説明するための書類をいう。
8. 「質問回答書」とは、質問受付時に入札参加者が提出した契約条件や現場説明書及び説明に関する質問書に対して発注者が回答する書面をいう。
9. 「図面」とは、入札に際して発注者が示した設計図、共通仕様書に記載されている弁栓室類標準図集、制水弁保護ブロック標準図集及び異形管防護標準図集並びに発注者から変更又は追加された設計図及び工事完成図等をいう。なお、設計図書に基づき監督員が受注者に指示した図面及び受注者が提出し、監督員が書面により承諾した図面を含むものとする。
10. 「請負工事費明細書（内訳書を含む）」とは、工事施工に関する工種、設計数量、規格及び金額を示した書類をいう。
11. 「指示」とは、契約図書の定めに基づき、監督員が受注者に対し、工事の施工上必要な事項について、原則として書面をもって示し、実施させることをいう。
12. 「承諾」とは、契約図書で明示した事項について、発注者若しくは監督員又は受注者が書面により同意することをいう。
13. 「協議」とは、書面により契約図書の協議事項について、発注者若しくは監督員と受注者が対等の立場で合議し、結論を得ることをいう。
14. 「提出」とは、監督員が受注者に対し又は受注者が監督員に対し、工事に係わる書面又はその他の資料を説明し、差し出すことをいう。
15. 「提示」とは、監督員が受注者に対し又は受注者が監督員に対し、工事に係わる書面又はその他の資料を示し、説明することをいう。
16. 「報告」とは、受注者が監督員に対し、工事の状況又は結果について、書面をもって知らせることをいう。
17. 「通知」とは、監督員が受注者に対し又は受注者が監督員に対し、工事の施工に関する事項について、書面をもって知らせることをいう。
18. 「書面」とは、手書き、印刷物等の伝達物をいい、発行年月日を記載し、署名又は押印したものを有効とする。緊急を要する場合はファクシミリ又は電子媒体等により伝達できるものとするが、後日有効な書面と差し換えるものとする。なお、電子納品を行う場合は、別途監督員と協議するものとする。

19. 「確認」とは、契約図書に示された事項について、臨場若しくは関係資料により、その内容について契約図書との適合を確かめることをいう。
20. 「立会」とは、契約図書に示された項目において、監督員が臨場し、内容を確認することをいう。
21. 「受理」とは、契約図書に基づき、監督員、受注者が相互に提出された書類を受け取り、内容を把握することをいう。
22. 「了解」とは、受注者が監督員の指示を理解して聞き入れることをいう。
23. 「届出」とは、受注者が監督員に対し、工事に関する事項について書面をもって届け出ることをいう。
24. 「段階確認」とは、設計図書に示された施工段階において、監督員が臨場等により、出来形、品質、規格、数値等を確認することをいう。
25. 「工事検査」とは、検査員が契約書第32条、第39条、第40条に基づいて給付の完了の確認を行うことをいう。
26. 「中間技術検査」とは、検査職員が工事の施工途中で出来形及び管理状況の確認を行うことをいう。ただし、工事請負代金の支払いを伴うものではない。
27. 「検査員」とは、契約書第32条第2項の規定に基づき、工事検査及び技術検査を行うために発注者が定めた者をいう。
28. 「同等以上の品質」とは、品質について、設計図書で指定する品質又は設計図書に指定がない場合には、監督員が承諾する試験機関の保証する品質の確認を得た品質、若しくは監督員の承諾した品質をいう。なお、試験機関の品質確認のために必要となる費用は受注者の負担とする。
29. 「工期」とは、契約図書に明示した工事を実施するために要する準備及び後片付け期間並びに完成図書提出日を含めた着工期日から完成期限までの期間をいう。着工期日は、特に明記が無い限り、契約日とする。
30. 「工事開始日」とは、前項に規定する着工期日又は設計図書において規定する着工期日をいう。
31. 「工事着手日」とは、工事開始日以降の実際の工事、又はそのための準備工事（試験掘削、現場事務所等の建設、工事現場測量等の他、詳細設計を含む工事にあつてはそれを含む）の初日をいう。
32. 「工事」とは、本体工事及び仮設工事又はそれらの一部をいう。
33. 「本体工事」とは、設計図書に従って、工事目的物を施工するための工事をいう。
34. 「仮設工事」とは、各種の仮工事であつて、工事の施工及び完成に必要なものとされるものをいう。
35. 「現場」とは、工事を施工する場所及び工事の施工に必要な場所及び設計図書で明確に指定される場所をいう。
36. 「現場発生品」とは、工事の施工により工事現場において副次的に生じたもので、その所有権は発注者に帰属する。
37. 「SI」とは国際単位系をいう。
38. 「JIS規格」とは、日本工業規格をいう。また、設計図書のJIS製品記号は、JISの国際単位

系（SI）移行（以下「新JIS」という。）に伴い、すべて新JISの製品記号としているが、旧JISに対応した材料を使用する場合は、旧JIS製品記号に読み替えて使用出来るものとする。

39. 「JWWA規格」とは、日本水道協会規格をいう。

40. 「JDKA規格」とは、日本ダクタイル鉄管協会規格をいう。

1-1-3 設計図書の照査等

1. 受注者からの要求があり、監督員が必要と認めた場合、受注者に図面の原図又は複写した図面等（電子情報を含む。）を貸与することができる。ただし、共通仕様書等市販・公開されているものについては、受注者が備えるものとする。

2. 受注者は、工事費見積りに当たって、設計図書を吟味するとともに現場を十分調査して工事内容を理解しておかなければならない。

3. 受注者は、施工前及び施工途中において、自らの負担により契約書第19条第1項第1号から第5号に係わる設計図書の照査を行い、該当する事実がある場合は、監督員にその事実の確認できる資料を書面により提出し、確認を求めなければならない。なお、確認できる資料とは、現場地形図、設計図との対比図、取り合い図、施工図等を含むものとする。

また、受注者は監督員から更に詳細な説明書又は資料の追加の要求があった場合は従わなければならない。

4. 受注者は、契約の目的のために必要とする以外は、契約図書、及びその他の図書を監督員の承諾なくして第三者に使用させ又は伝達してはならない。

1-1-4 請負代金内訳書

1. 受注者は、契約書第4条に規定する請負代金内訳書（第7編 様式-1）を設計図書の請負工事費明細書（内訳書を含む）に基づき作成し、発注者に提出しなければならない。また、契約の変更についても同様とする。

2. 監督員または発注者は、請負代金内訳書の内容に関し受注者の同意を得て、説明を受けることができるものとする。ただし、内容に関する協議等を行わないものとする。

1-1-5 工程表

受注者は、契約書第4条に規定する工程表（第7編 様式-6）を作成し、監督員を経由して発注者に提出しなければならない。ただし工程は、契約書に明記した完成期限までに工事目的物を発注者に引渡すものでなければならない。

1-1-6 施工計画書

1. 受注者は、工事着手前に工事目的物を完成するために必要な手順や工法等についての施工計画書を監督員に提出するとともに、受注者は施工計画書を遵守し工事の施工に当らなければならない。この場合、受注者は、施工計画書に次の事項について記載するものとする。また、監督員がその他の項目について補足を求めた場合には、追記するものとする。ただし、受注者は維持工事等簡易な工事においては、監督員の承諾を得て記載内容の一部を省略することができるものとする。

（1）工事概要

（2）計画工程表

- (3) 現場組織表
- (4) 主要機械
- (5) 主要資材
- (6) 施工方法
- (7) 施工管理計画
- (8) 緊急時の体制及び対応
- (9) 工事現場管理及び安全管理
- (10) 交通管理
- (11) 環境対策（騒音、振動対策等）
- (12) 現場作業環境の整備（イメージアップ等）
- (13) 再生資源の利用の促進と建設副産物の適正処理方法
- (14) 仮設備計画
- (15) 有価物の処分計画
- (16) 安全衛生対策書（浄水場等構内工事に限る。）
- (17) 工事写真撮影計画書（第6編第3章第4節3. 工事写真撮影計画書記載例 参照）
- (18) その他

2. 受注者は、施工計画書の内容に変更が生じた場合には、その都度、当該工事に着手する前に変更に関する事項について、変更計画書を監督員に提出しなければならない。

3. 受注者は、施工計画書を提出した際、監督員が指示した事項について、更に詳細な施工計画書を提出しなければならない。

1-1-7 工事实績情報の通知書作成、登録及び登録内容確認書の提出

受注者は、受注時又は変更時において工事請負代金額が500万円以上の工事について、工事实績情報システム（CORINS）に基づき、受注・訂正・変更・完成時に工事实績情報として「登録のための確認のお願い」（登録機関の様式による）を作成し、監督員の確認を受けた上、受注時は契約後、土曜日、日曜日、祝日等を除き10日以内に、登録内容の変更時は変更があった日から土曜日、日曜日、祝日等を除き10日以内に、完成時は工事完成後、土曜日、日曜日、祝日等を除き10日以内に、訂正時は適宜登録機関に登録をしなければならない。

登録変更時には、工期、技術者に変更が生じた場合に行うものとし、工事請負代金のみ変更の場合は、原則として登録を必要としない。

また、登録機関発行の「登録内容確認書」が届いた際には、その写しを直ちに監督員に提出しなければならない。なお、変更時と完成時の間が10日間に満たない場合は、変更時の提出は省略できるものとする。（「登録機関」とは、財団法人日本建設情報総合センターをいう。）

1-1-8 監督員

- 1. 発注者は、工事における監督員を定め、受注者に通知するものとする。
- 2. 受注者には、主として主管監督員及び担当監督員が対応する。
- 3. 当該工事における監督員の権限は、契約書第10条第2項に規定した事項である。また、主管監督員、担当監督員及び発注者職員も同様の権限を有するものであり、受注者は、主管監

督員、担当監督員及び発注者職員から指示等を受けた場合は、これに従わなければならない。

4. 監督員がその権限を行使するときは、書面により行うものとする。ただし、緊急を要する場合は、監督員が受注者に対し、口頭による指示等を行えるものとする。口頭による指示等を行った場合には、後日書面により監督員と受注者の両者が指示内容等を確認するものとする。

1-1-9 工事用地等の使用

1. 設計図書において受注者が確保するものとされる用地及び工事の施工上受注者が必要とする用地については、自ら準備し、確保するものとする。この場合において、工事の施工上受注者が必要とする用地とは、営繕用地（受注者の現場事務所、宿舍、駐車場）及び型枠又は鉄筋作業場等専ら受注者が使用する用地並びに構造物掘削等に伴う借地等をいう。
2. 受注者は、工事の施工上必要な土地等を第三者から借用又は買収したときは、その土地等の所有者との間の契約を遵守し、その土地等の使用による苦情又は紛争が生じないように努めなければならない。
3. 受注者は、発注者から工事用地等の提供を受けた場合は、必要な届出を行うとともに善良なる管理者の注意をもって維持・管理するものとし、目的外に使用してはならない。
4. 受注者は、第3項に規定した工事用地等の使用終了後は設計図書の定め又は監督員の指示に従い復旧の上、直ちに発注者に返還しなければならない。工事の途中において、発注者が返還を要求したときも遅滞なく発注者に返還しなければならない。
5. 発注者は、第3項に規定した工事用地等について、受注者が復旧の義務を履行しないときは受注者の費用負担において自ら復旧することができるものとし、その費用は受注者に支払うべき請負代金額から控除する。この場合において、受注者は、復旧に要した費用に関して発注者に異議を申し立てることができない。

1-1-10 工事の着手

受注者は、設計図書に定めのある場合を除き、特別の事情がない限り工事開始日後30日以内に着手しなければならない。

1-1-11 調査・試験に対する協力

1. 受注者は、発注者が自ら又は発注者が指定する第三者が行う調査及び試験に対して、監督員の指示によりこれに協力しなければならない。この場合、発注者は、具体的な内容等を事前に受注者に通知するものとする。
2. 受注者は、当該工事が発注者の実施する公共事業労務費調査等の対象工事となった場合には、次の各号に掲げる協力をしなければならない。また、工期経過後においても同様とする。
 - (1) 調査票等に必要事項を正確に記入し、発注者に提出する等必要な協力をしなければならない。
 - (2) 調査票等を提出した事業所を発注者が、事後に訪問して行う調査・指導の対象になった場合には、その実施に協力しなければならない。
 - (3) 正確な調査票等の提出が行えるよう、労働基準法等に従い就業規則を作成すると共に賃金台帳を調製・保存する等、日頃より使用している現場労働者の賃金時間管理を適切

に行わなければならない。

(4) 対象工事の一部について下請負契約を締結する場合には、当該下請負工事の受注者（当該下請負工事の一部に係る二次以降の下請負人を含む。）が前号と同様の義務を負う旨を定めなければならない。

3. 受注者は、当該工事が発注者の実施する諸経費動向調査、施工形態動向調査及び施工合理化調査の対象工事となった場合には、調査等の必要な協力をしなければならない。また、工期経過後においても同様とする。

4. 受注者は、工事現場において独自の調査・試験等を行う場合は、具体的な内容を事前に監督員に説明し、承諾を得なければならない。また、調査・試験等の成果を発表する場合は、事前に発注者に説明し、承諾を得なければならない。

1-1-12 設計図書の変更

1. 設計図書の変更とは、入札に際して発注者が示した設計図書を、発注者が指示した内容及び設計変更の対象となることを認めた協議内容に基づき、発注者が修正することをいう。

2. 受注者は、契約書第 19 条第 1 項に規定する確認を請求した結果、設計図書の訂正、または変更が必要となる場合は、設計変更協議書に關係図面、数量計算書及び参考資料を添付した書類（以下「設計変更協議書類」という。）を作成し、設計変更協議書類およびその写しを監督員に提出しなければならない。設計変更協議書類の写しは、監督員の指示により省くことができる。

3. 監督員は、契約書第 19 条第 4 項に規定する設計図書の訂正または変更、契約書第 20 条に規定する設計図書の変更、契約書第 31 条第 1 項に規定する請負代金額の変更に代える設計図書の変更を行う必要がある場合は、設計変更実施指示書により受注者に通知を行うものとする。

4. 前項の設計変更実施指示書を受けた受注者は、設計変更実施請書（第 7 編 様式-32）を作成し、監督員に提出しなければならない。

1-1-13 工期変更

1. 契約書第 16 条第 7 項、第 18 条第 1 項、第 19 条第 5 項、第 20 条、第 21 条第 3 項、第 22 条及び第 41 条第 2 項の規定に基づく工期の変更について、契約書第 24 条の工期変更協議の対象であるか否かを監督員と受注者との間で確認する（本条において以下「事前協議」という。）ものとし、監督員はその結果を受注者に通知するものとする。

ただし、監督員から請求があった場合、受注者は事前協議に第 2 項に規定する変更日数の算出根拠、変更工程表その他必要な資料の当該写しを提出しなければならない。

2. 受注者は、前項に規定する事前協議において工期変更協議の対象であると確認された事項について、必要とする変更日数の算出根拠、変更工程表その他必要な資料を添付の上、契約書第 24 条第 2 項に定める協議開始の日までに工期変更の協議書を作成し、監督員に提出しなければならない。

3. 受注者は、契約書第 23 条第 1 項に基づき、工期の短縮を求められた場合、可能な短縮日数の算出根拠、変更工程表、その他必要な資料を添付の上、契約書第 24 条 2 項に定める協議開

始の日までに工期変更の協議書を作成し、監督員に提出しなければならない。

1-1-14 支給材料

1. 材料の支給及び保管

- (1) 支給材料は、設計図書に基づき、発注者が受注者に支給するものとする。
- (2) 支給材料の運搬並びに保管は、その機能を損なわないようゴム類や内面エポキシ樹脂粉体塗装面に直射日光を当てないようにするとともに、管類の端部を遮蔽する等、受注者の責任において行うものとし、その取扱いは慎重に行わなければならない。
- (3) 受注者は、材料を使用するまでにその材質に変質が生じないように、下記のとおり配積し、これを保管しなければならない。

(配積方法)

- ①管の下には木材を敷く。
 - ②受け口と挿し口を交互にして積み、受け口部で隣の管を傷つけないようにする。
 - ③両端には、必ず歯止めをする。
- (4) 支給材料にき損等の事故が発生した場合は、速やかに監督員に報告し、その指示に従わなければならない。
 - (5) 支給材料の引渡しを受けたときは、7日以内に受領書を監督員に提出しなければならない。
 - (6) 受注者は、支給材料についての受払簿を備え付け、常にその残高を明らかにしておかななければならない。なお、監督員から提出を求められた場合は、受払簿を監督員に提出しなければならない。

2. 材料の返納

- (1) 受注者は、未使用の支給材料又は貸与品の返還については、監督員の指示に従うものとする。なお、返納が完了するまで材料の損失に対する責任を免れることはできないものとする。
- (2) 受注者は、支給した直管類の変形使用残管及び仮配管、洗浄排水に使用した材料についてはすべて自らの責任において処分するものとする。

3. 支給材料の引渡場所及び引渡時期

契約書第16条第1項に規定する「引渡場所」及び「引渡時期」については、次によるものとする。

- (1) 支給材料は、原則として現場にて引渡すものとする。
- (2) 引渡し時期等の詳細については、監督員の指示によるものとする。

4. 直管の切用管使用について

支給材料の直管を切用管として使用する場合は、最も経済的な切管として使用しなければならない。

5. 受注者は、支給材料及び貸与物件を他の工事に流用してはならない。

6. 支給材料及び貸与物件の所有権は、受注者が管理する場合でも、発注者に属するものとする。

1-1-15 工事現場発生品等

1. 受注者は、工事施工によって発生する現場発生品及び撤去品等の処理については設計図書によるものとし、不用品処分報告書（第7編 様式-34）を作成し、監督員に提出しなければならない。また、自由処分と設計図書で指定されているものであっても処分先を明確にしなければならない。
2. 受注者は、機器類の撤去品については、前項に規定する不用品処分報告書に引き渡し先若しくは処分地先等の必要な事項を記載するものとする。

1-1-16 部分使用

1. 発注者は、受注者の同意を得て部分使用できるものとする。
2. 受注者は、発注者が契約書第34条の規定に基づく当該工事に係わる部分使用を行う場合には、部分払検査又は監督員による品質及び出来形等の検査（確認を含む）を受けるものとする。

1-1-17 履行報告

受注者は、契約書第12条の規定に基づき、履行状況を監督員に報告しなければならない。

1-1-18 工事関係者に対する措置請求

1. 発注者は、現場代理人が工事目的物の品質・出来形の確保及び工期の遵守に関して、著しく不相当と認められるものがあるときは、受注者に対して、その理由を明示した書面により、必要な措置をとるべきことを請求することができる。
2. 発注者又は監督員は、主任技術者（または監理技術者）、及び専門技術者（これらの者と現場代理人を兼務する者を除く。）が工事目的物の品質・出来形の確保及び工期の遵守に関して、著しく不相当と認められるものがあるときは、受注者に対して、その理由を明示した書面により、必要な措置をとるべきことを請求することができる。

1-1-19 後片付け

受注者は、工事の全部又は一部の完成に際して、一切の受注者の機器、余剰資材、残骸及び各種の仮設物を片付け、かつ撤去し、現場及び工事に係る部分を清掃し、かつ整然とした状態にするものとする。ただし、設計図書において存置するとしたものを除くとともに、工事検査に必要な足場、はしご、安全施設類等は、監督員の指示に従って存置し、検査終了後撤去しなければならない。

1-1-20 事故対応

受注者は、工事に起因して事故が発生したとき臨機に措置を行うとともに、監督員に状況を報告し、その原因の調査及び復旧を行わなければならない。この場合、「事故報告書」（第7編 様式-30）を指示する期日までに監督員に提出しなければならない。

1-1-21 文化財の保護

1. 受注者は、工事の施工に当たって文化財の保護に十分注意し、工事従事者に文化財の重要性を十分認識させ、その保護に努めなければならない。工事中に文化財を発見したときは直ちに工事を一時中止し、監督員に報告し、その指示に従わなければならない。
2. 受注者が、工事の施工に当たり、文化財その他の埋蔵物を発見した場合は、受注者との契

約に係る工事に起因するものとみなし、受注者が当該埋蔵物の発見者としての権利を保有する。

1-1-22 諸法令等の遵守

1. 受注者は、当該工事に関する諸法令等を遵守し、工事の円滑な進捗を図るとともに、諸法令等の適用運用は、受注者の責任において行わなければならない。なお、主な法令等は以下に示すとおりである。

(1) 労働安全、雇用、健康保険、共済等

- ① 労働基準法
- ② 労働安全衛生法
- ③ じん肺法
- ④ 雇用保険法
- ⑤ 労働者災害補償保険法
- ⑥ 健康保険法
- ⑦ 中小企業退職金共済法
- ⑧ 下請負代金遅延等防止法
- ⑨ 建設労働者の雇用の改善等に関する法律
- ⑩ 作業環境測定法
- ⑪ 出入国管理及び難民認定法
- ⑫ 石綿による健康被害の救済に関する法律
- ⑬ 酸素欠乏症等防止規則
- ⑭ 職業安定法
- ⑮ 最低賃金法

(2) 道路、河川、海上、公園、軌道、航空、文化財等

- ① 道路法
- ② 道路交通法
- ③ 道路運送法
- ④ 道路運送車両法
- ⑤ 河川法
- ⑥ 海岸法
- ⑦ 都市公園法
- ⑧ 港湾法
- ⑨ 公有水面埋立法
- ⑩ 軌道法
- ⑪ 文化財保護法
- ⑫ 駐車場法
- ⑬ 港則法
- ⑭ 漁港法

⑮ 河川法施工法

⑯ 電波法

⑰ 砂利採取法

(3) 環境、危険物、廃棄物等

① 環境基本法

② 火薬類取締法

③ 大気汚染防止法

④ 騒音規制法

⑤ 振動規制法

⑥ 水質汚濁防止法

⑦ 廃棄物の処理及び清掃に関する法律

⑧ 資源の有効な利用の促進に関する法律

⑨ 土壌汚染対策法

⑩ 大阪府生活環境の保全等に関する条例

⑪ 建設工事に係る資材の再資源化に関する法律

⑫ 国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律

⑬ ダイオキシン類対策特別措置法

⑭ エネルギーの使用の合理化に関する法律

⑮ 土砂等を運搬する大型自動車による交通事故防止等に関する特別措置法

⑯ 特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律

(4) 各種事業法等

① 水道法

② 建設業法

③ 消防法

④ 下水道法

⑤ 電気事業法

⑥ ガス事業法

⑦ 電気通信事業法

⑧ 警備業法

⑨ 電気用品安全法

⑩ 電気工事士法

⑪ 電気工事の業務の適正化に関する法律

⑫ 製造物責任法

(5) 都市計画、建築、測量等

① 測量法

② 都市計画法

③ 建築基準法

(6) その他

- ① 著作権法
- ② 公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律
- ③ 大阪市条例及び同規則
- ④ 公共工事の品質確保の促進に関する法律
- ⑤ 地方自治法
- ⑥ 技術士法
- ⑦ その他関係諸法令・規則

2. 受注者は、労働基準法等の趣旨に則り、労働時間について遵守しなければならない。

3. 受注者は、道路法、道路運送車両法及び道路交通法の趣旨に基づき、資材運搬等に必要な車両の諸元について、当該法律を遵守しなければならない。

なお、道路法47条第1項に該当する車輛を通行させる際には、事前に道路管理者の許可を得るものとする。

4. 受注者は、当該工事の計画、図面、仕様書及び契約そのものが第1項の諸法令等に照らし不相当であったり、矛盾していることが判明した場合には、直ちに書面にて監督員に報告し、確認を求めなければならない。

5. 受注者は、諸法令や諸法規を遵守し、これらに違反した場合発生するであろう責務が、発注者に及ばないようにしなければならない。

6. 以下の安全管理に関する法令に関連する作業を実施する際には、法令を遵守し施工すること。また、施工後に日報に写真を添付する等、安全対策に係る施工状況の写真を3日以内に監督員へ提出すること。

- ・建設工事公衆災害防止対策要綱 土留工の設置（掘削深1.5m超は土留工を施す）
- ・労働安全衛生規則 高所作業での転落防止対策の実施
- ・クレーン等安全規則 吊荷の下に入らないこと

なお、土木工事安全施工技術指針で定める「すかし掘り」は危険な施工であるためしないこと。

1-1-23 官公庁等への手続等

1. 受注者は、工事期間中、関係官公庁及びその他の関係機関との連絡を保たなければならない。ただし、関係官公庁及びその他の関係機関に対して交渉を要するとき、または交渉を受けたときは、随時監督員に報告しなければならない。

2. 受注者は、工事施工に当たり、受注者の行うべき関係官公庁及びその他の関係機関への届出等、法令、条例又は設計図書の定めにより実施しなければならない。ただし、これにより難しい場合は監督員の指示を受けなければならない。

3. 受注者は第2項に規定する届出等の実施に当たっては、その内容を記載した書面により事前に監督員に報告しなければならない。

4. 受注者は、諸手続きにおいて許可、承諾を得たときは、その写しを監督員に提出しなければならない。

5. 受注者は、手続きに許可承諾条件がある場合、これを遵守しなければならない。ただし、許可承諾内容が設計図書に定める事項と異なる場合、監督員に報告し、その指示を受けなければならない。
6. 受注者は、工事を施工するための現場事務所等を設置する場合、火災予防条例に基づき事前に監督員の確認を得た上で、当該場所を管轄する消防署と協議し確認を行い、「工事を施工するための現場に設ける事務所等の届出書」（大阪市）又は「防火対象物使用開始届」（大阪市以外）を、使用開始の7日前までに消防署長あてに届出しなければならない。（大阪市火災予防条例第58条、守口市門真市消防組合火災予防条例第43条、枚方寝屋川消防組合火災予防条例第43条）

1-1-24 提出書類

1. 受注者は、設計図書に定める提出書類を指定の期日までに、発注者に提出しなければならない。これに定めのないものは、監督員の指示する様式によらなければならない。
2. 契約書第1条第5項の規定による書面は、契約図書の定め、又は発注者若しくは監督員の指示がある場合を除き、「請負工事協議等（録）」（第7編 様式-21）によるものとする。
3. 受注者は、工事施工に必要な関係書類（請負工事協議等（録）及びその他会議・打合せ等の議事録の速やかな作成を含む）を常に整備し、監督員の指示するものについてはその期日までに提出しなければならない。
4. 受注者が、監督員若しくは発注者に提出する書類で様式が定められていないものは、受注者においてその様式を定め、提出するものとする。ただし、監督員若しくは発注者がその様式を指示した場合は、これに従わなければならない。
5. 受注者は、書類の提出、または提示を監督員が請求した場合、これに従わなければならない。また、提出等書類（監督員からの返還書類含む。）は一括して保管しておくものとする。
6. 受注者は、自ら立案実施した創意工夫や地域への貢献として評価できる項目について、工事完成時まで所定の様式（様式-46）により、監督員に提出することができる。

1-1-25 不可抗力による損害

1. 受注者は、災害発生後直ちに被害の詳細な状況を把握し、当該被害が契約書第30条の規定の適用を受けると思われる場合は、直ちに「損害発生通知書」（第7編 様式-33）を監督員に提出しなければならない。
2. 契約書第30条第1項に規定する「設計図書で定めた基準」とは、暴風、豪雨、洪水、高潮、地震、津波に起因する場合、周囲の状況により判断し、相当の範囲にわたって他の一般の物件にも影響を及ぼしたと認められる場合をいう。
3. 契約書第30条第2項に規定する「乙が善良な管理者の注意義務を怠ったことに基づくもの」とは本章1-1-43 工事中の安全確保、本章1-1-47 交通安全管理 及び契約書第27条に規定する予防措置を行ったと認められないもの及び災害の一因が施工不良等、受注者の責によるとされるものをいう。

1-1-26 特許権等

1. 受注者は、特許権等を使用する場合、設計図書に特許権等が対象である旨明示が無く、そ

の使用に関する費用負担を契約書第9条に基づき発注者に求める場合、権利を有する第三者と使用条件の交渉を行なう前に、監督員と協議をしなければならない。

2. 受注者は、業務の遂行により発明又は考案したときは、書面により監督員に報告するとともに、これを保全するために必要な措置を講じなければならない。また、出願及び権利の帰属等については、発注者と協議しなければならない。

3. 発注者が、引渡しを受けた契約の目的物が著作権法に規定される著作物に該当する場合は、当該著作物の著作権は発注者に帰属するものとする。

なお、前項の規定により出願及び権利等が発注者に帰属する著作物について、発注者はこれを自由に加除又は編集して利用することができるものとする。

1-1-27 工事従事者の管理

1. 受注者は、工事従事者（下請負人、またはその代理人若しくはその作業員他これに準ずる者を含む。以下同じ。）の雇用形態、賃金の支払い状況、宿舍環境等を十分把握し、適正な労働条件を確認しなければならない。

2. 受注者は、工事従事者に対し、適時、安全対策、環境対策、衛生管理、地域住民に対する応対等の指導及び教育を行うとともに、工事が適正に遂行されるように管理及び監督しなければならない。

1-1-28 保険の付保及び事故の補償

1. 受注者は、作業船を回航する場合、回航保険を付保しなければならない。

2. 受注者は、雇用保険法、労働者災害補償保険法、健康保険法及び中小企業退職金共済法の規定により、雇用者等の雇用形態に応じ、雇用者等を被保険者とするこれらの保険に加入しなければならない。また、工事従事者が、これらの該当する保険に加入していることを確認しておかなければならない。

3. 受注者は、工事従事者の業務に関して生じた負傷、疾病、死亡及びその他の事故に対して責任をもって適正な補償をしなければならない。

4. 受注者は、労災保険加入証明書（第7編 様式-14）を現場施工前までに、発注者に提出しなければならない。工期が延期の場合は、その契約変更後10日以内に同様に提出しなければならない。

5. 受注者は、建設業退職金共済制度に加入し、契約金額2,000万円以上のすべての工事について、掛金収納書及び共済証紙購入枚数説明書（第7編 様式-15、16、41）を工事請負契約締結後1箇月以内及び工事完了後速やかに提出しなければならない。なお、購入枚数と貼付枚数に差がある場合は、その理由を報告しなければならない。また、契約変更により契約金が増額し対象となる労働者の増加が予測される場合は、証紙を追加購入し、変更後、速やかに収納書及び説明書を提出しなければならない。共済証紙を購入せずに収納書を提出しない場合は、説明書にその理由を記載して提出しなければならない。

1-1-29 現地調査

受注者は、工事を安全かつ迅速に進めるとともに沿道家屋等の被害を防止するため、工事開始日後速やかに現地調査を実施し、その結果を工事に反映させなければならない。

1. 沿道調査

- (1) 受注者は、工事施工により第三者の建物等に損害が生じる恐れのある場合、当該物件を着手日前の状態を調査（事前調査）しなければならない。
- (2) 受注者は、沿道家屋等の出入口の状態（既存の車の出入口、将来計画の有無、出入口の位置や幅並びに工事計画高さとの高低差）並びにその使用実態を調査しなければならない。
- (3) 受注者は、深い掘削を行う場合や深い基礎を施工する場合、周辺の井戸等の位置及び使用実態を調査しなければならない。

2. 地下埋設物調査

地下埋設物とは、埋設管、ケーブル、人孔等それらの付属物及び地下に構築された構造物、地上構造物の基礎及びアンカー、埋蔵文化財等とする。

- (1) 受注者は、地下埋設物の存在が予想される場所においては、埋設物管理者と十分協議し、埋設物管理者等の立会及び保管する台帳等に基づいて、人力により試験掘を行い、その埋設物の種類、位置（平面・深さ）、規格、構造等を原則として目視により確認しなければならない。
- (2) 受注者は、工事場所において杭、矢板等を打設し又は穿孔等を行う必要がある場合、埋設物がないことがあらかじめ明確である場合を除き、埋設物の予想される位置を深さ3.0mまでは試験掘を行い、それより深い所については確実な方法で探査しなければならない。埋設物の存在が確認されたときは、可能な限り露出させなければならない。
- (3) 受注者は、工事施工中において管理者の不明な埋設物が露出した場合、埋設物に関する調査を再度行い、関係する管理者の立会を求めて、安全を確認した後に処置しなければならない。
- (4) 受注者は、工事施工中地下埋設物の十分な保安管理を行い、工事中の損傷及びこれによる災害の防止に努めなければならない。

3. 地上物件調査

受注者は、工事施工に関係する電柱、架空線、信号機、人孔、道路標識、路面標示等の占有物件並びにその他の路上施設、不法物件等について、位置と高さを平面図に記入し、必要に応じて管理者と協議しなければならない。

4. 土質調査、交通量調査

受注者は、監督員が指示した場合に、土質調査、交通量調査等を実施しなければならない。

5. 調査結果提出

受注者は、調査の結果として各埋設物の配置図、試験掘成果図及び試験掘写真、地上物件の調査写真等の調査書を作成し、監督員及び埋設物管理者に提出するとともに、現場にも常備しておかなければならない。なお、調査結果については、作業員一人ひとりに周知徹底しなければならない。

また、現地調査に伴う写真撮影には、工事名、場所、内容、寸法、年月日等を記入した掲示板を添えなければならない。

1-1-30 臨機の措置

1. 受注者は、災害防止等のため必要があると認めるときは、臨機の措置を取らなければならない。また、受注者は、措置をとった場合には、その内容を速やかに監督員に報告しなければならない。
2. 監督員は、暴風、豪雨、洪水、高潮、地震、津波、地すべり、落盤、火災、騒乱、暴動その他自然的、または人為的事象（以下「天災等」という。）に伴い、工事目的物の品質・出来形の確保及び工期の遵守に重大な影響があると認められるときは、受注者に対して臨機の措置をとることを請求できる。

1-1-31 現場代理人及び主任技術者（または監理技術者）等

1. 契約書第 11 条の規定に基づく現場代理人、主任技術者（または監理技術者、監理技術者補佐）及び専門技術者（これらを総称して以下「現場代理人等」という。）について、「現場代理人及び主任技術者 監理技術者 監理技術者補佐 専門技術者選任通知書」（第 7 編 様式-2）及び「工事担当技術者写真票」（第 7 編 様式-2 の 2）を作成し、監督員に提出しなければならない。また、現場代理人等を変更したときは、「現場代理人等変更理由通知書」（第 7 編 様式-31）及び「工事担当技術者写真票」を提出（変更が生じたときから 10 日以内）しなければならない。
2. 前項に規定する現場代理人については、受注者の直接的な雇用関係にある自社社員であるとともに、かつ工事現場の運営、取締りが行える知識と経験を有する者を受注者は選任し、他の工事に従事させてはならない（関連工事における随意契約を除く。）また、営業所に置かれる経營業務の管理責任者、営業所に置く専任の技術者でないものとする。
なお、直接的な雇用関係とは、現場代理人とその所属建設業者との間に第三者の介入する余地のない雇用に関する一定の権利義務関係（賃金、労働時間、雇用、権利構成）が存在することをいう。従って、在籍出向者、派遣社員については直接的な雇用関係にあるとはいえない。
3. 受注者は、発注者が前項に規定する雇用関係を確認するため、「現場代理人 主任技術者 専門技術者経歴書」（第 7 編 様式-4）及び「受注者に所属することを証する書面」届出書」（第 7 編 様式-5）を作成（公的に雇用関係を証するものの写しを添付する。以下同じ。）し、監督員に提出しなければならない。また、現場代理人を変更したときも同様に提出（変更が生じた日から10日以内）しなければならない。

（公的書類例）

- ・健康保険被保険者証（所属会社の判るもの）
- ・健康保険・厚生年金保険被保険者標準報酬決定通知書（標準報酬決定通知書）
- ・住民税特別徴収税額通知書・変更通知書（市町村発行特別徴収税額決定書）
- ・監理技術者資格証

4. 受注者は、第 1 項に規定する主任技術者及び専門技術者（以下「主任技術者等」という。）について、「現場代理人 主任技術者 監理技術者 監理技術者補佐 専門技術者経歴書」（第 7 編 様式-4）及び「受注者に所属することを証する書面」届出書」（第 7 編 様式-5）を

作成し、請負契約締結後21日以内に監督員に提出しなければならない。また、主任技術者等を変更したときも同様に提出（変更が生じた日から10日以内）しなければならない。

5. 受注者は第1項に規定する監理技術者について、「現場代理人 主任技術者 監理技術者 監理技術者補佐 専門技術者経歴書」（第7編 様式-4）及び「監理技術者資格者証」「監理技術者講習修了証」届出書」（第7編 様式-3）を作成し、請負契約締結後21日以内に監督員に提出しなければならない。また、監理技術者を変更したときも同様に提出（変更が生じた日から10日以内）しなければならない。

6. 元請の監理技術者に関し、これを補佐する者（これを監理技術者補佐という。）を置く場合は、元請の監理技術者の複数現場の兼任を容認する。

なお、兼任する監理技術者は「特例監理技術者」という。

7. 監理技術者補佐の要件は、一級施工管理技士補又は一級施工管理技士等の国家資格者、学歴や実務経験により監理技術者の資格を有する者とする。

ただし、兼任できる工事件数の数は、2件とし、兼任できる工事の範囲は市内で施工を行う本市発注工事とする。

8. 受注者は、契約書第11条第2項の規定に基づき、現場代理人を工事現場に常駐させてその運営、取締りを行わせ、工事現場の管理にあたらせなければならない。この場合において、工事現場に常駐とは、特別の理由がある場合を除き常に施工作业中の当該工事現場に滞在していることをいう。

9. 受注者は、第3項から第4項に規定する現場代理人等の雇用関係が確認できない場合及び疑義がある場合は、契約解除、入札参加資格停止等の措置を行うものとする。

10. 現場代理人、監理（主任）技術者、監理技術者補佐、専門技術者は、施工計画打合せ時に、その本人確認ができる公的証明書等（国若しくは地方公共団体の機関が発行した身分証明書、免許証、許可証、資格証明書等で、いずれも顔写真入りのものに限る）を監督員に提示しなければならない。ただし、提示すべき公的証明書等を所持していない場合は、監督員と協議しなければならない。

1-1-32 工事の下請負

1. 受注者は、契約書第7条の規定及び「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律（以下「入札契約適正化法」という。）」の定めに基づき、工事を一括して、他人、または建設業を営む者等の第三者（以下「下請負人」という。）に請け負わせてはならない。

2. 受注者は、工事を下請負に付する場合には、契約書第8条の規定に基づき、「下請負人契約通知書」（第7編 様式-7）を発注者に提出しなければならない。また、下請負人（二次以降全ての下請負人を含む。以下同じ。）を変更したときは、その理由を付し同様に提出（変更が生じた日から10日以内）しなければならない。ただし、施工体制台帳（様式-10~12）が提出されている下請負人については、「下請負人契約通知書」の提出は不要とする。

3. 受注者は、発注者及び官公署等からの指示事項等を下請負人に周知しなければならない。

4. 受注者は、工事を下請負に付する場合には、次の各号に掲げる要件をすべて満たさなければならない。

- (1) 受注者が、工事の施工につき総合的に企画、指導及び調整するものであること。
- (2) 下請負人が、大阪市入札参加有資格者である場合には、入札参加資格停止期間中でないこと。
- (3) 下請負人は、当該下請負工事の施工能力を有すること。
- (4) 下請負人は、建設業法に違反する者でないこと。
- (5) 受注者は、下請負人が建設業法等の関係法令に違反しないよう指導を行うとともに、建設業法令遵守ガイドライン（国土交通省最近改訂平成29年3月）に基づき、下請負人と対等な関係の構築及び公正かつ透明な取引の実現を図らなければならない。

5. 受注者は、全ての次数の下請負人（建設事業者に限る。）の社会保険等（雇用保険、健康保険及び厚生年金保険をいう。）の加入状況を確認し、発注者に報告するとともに、作業員名簿（様式-10の2）を作成し、発注者に提出しなければならない。また、やむを得ず、社会保険等の未加入の建設事業者を下請負人とする場合には、下請負人に対して、社会保険等に未加入である旨を「社会保険等未加入状況報告書」（第7編 様式-8）により発注者に報告するとともに未加入である旨を発注者が社会保険担当機関に通報することを周知しなければならない。

1-1-33 工事施工体制の確立

1. 受注者は、適正な施工体制の確立を図るため、建設業法に基づいて的確に建設工事の施工体制を把握し、体制の確立を図らなければならない。
2. 受注者は、工事を施工するために下請負契約を締結する場合は、建設業法の定めに基づき、施工体制台帳（「下請負人に関する事項」「建設業法・雇用改善法等に基づく届出書（変更届）（再下請負通知書）」を含む）を所定様式（第7編 様式-10~12）により作成し、工事現場に備えるとともに、下請契約締結後10日以内に入札契約適正化法の定めに基づき監督員に提出しなければならない。
3. 受注者は、前項に規定する施工体制台帳に建設業法施行規則に定められる添付書類を添付しなければならない。
4. 第2項の受注者は、建設業法の定めに基づき、各下請業者の施工の分担関係を表示した施工体系図を所定様式により作成し、入札契約適正化法の定めに基づき、工事関係者が見やすい場所及び公衆が見やすい場所に掲げるとともに、下請契約締結後10日以内に監督員に提出しなければならない。
5. 第2項の受注者は、施工体制台帳及び施工体系図に変更が生じた場合は、その都度に監督員に提出（変更が生じた日から10日以内）しなければならない。
6. 受注者は、下請負契約の請負代金額に関わらず、配置予定技術者等の設置状況その他工事現場の施工体制が、施工体制台帳、施工体系図及びその他の提出書類の記載に合致しているかどうかの確認を監督員から求められた場合は、これに応じなければならない。

1-1-34 受注者相互の協力

受注者は、契約書第3条の規定に基づき、隣接工事又は関連工事の受注業者（以下「受注業者」という。）と相互に協力し、工事を円滑、かつ安全に施工しなければならない。なお、受注業者

との打合せ事項等は関係資料を添えて、監督員に提出しなければならない。また、他事業者が施工する関連工事が同時に施工される場合にも、これら関係者と相互に協力しなければならない。

1-1-35 工事の一時中止

1. 発注者は、契約書第21条の規定に基づき次の各号に該当する場合においては、受注者に対してあらかじめ書面をもって通知した上で、必要とする期間、工事の全部又は一部について一時中止をさせることができる。なお、暴風、豪雨、洪水、高潮、地震、地すべり、落盤、火災、騒乱、暴動その他自然的又は人為的な事象による工事の中断については、本章1-1-30 臨機の措置により、受注者は、適切に対応しなければならない。

(1) 埋蔵文化財の調査、発掘の遅延及び埋蔵文化財が新たに発見され、工事の続行が不適當又は不可能となった場合。

(2) 関連する他の工事の進捗が遅れたため工事の続行を不適當と認めた場合。

(3) 工事着手後、環境問題等の発生により工事の続行が不適當又は不可能となった場合。

(4) 第三者、受注者、工事従事者及び監督員の安全のため必要があると認めた場合。

2. 発注者は、受注者が契約図書に違反し又は監督員の指示に従わない場合等、監督員が必要と認めた場合には、工事の中止内容を受注者に通知し、工事の全部又は一部の施工について一時中止させることができる。

3. 前2項の場合において、受注者は施工を一時中止する場合は、中止期間中の維持・管理に関する基本計画書を作成のうえ、監督員を通じて発注者に提出し、承諾を得るものとする。また、受注者は工事の再開に備え工事現場を保全しなければならない。

4. 以下の項目に該当する25日相当日の車線規制を伴う昼間路上工事については、工事を抑制しなければならない。

(1) 実施日

毎月の25日。ただし、25日が土日祝日の場合は、その前の平日に振り替える。なお、天候等により工事を行わなかった場合には、別日に振り替える必要はない。

(2) 対象工事

車線規制を伴う工事。ただし、以下の工事は除く。

① 切り回し等により工事前の車線数が確保されている場合。

② 緊急に工事を行う必要のある場合。

③ 地元等との調整の結果、やむを得ず当該日に工事を行う必要のある場合。

④ 路線清掃等の移動を行う場合。ただし、交通規制を伴う除草、剪定作業は中止の対象とする。

⑤ 上記以外で特別の事情による工事を行う必要がある場合。

(3) 対象路線

大阪市内の縮減対策対象路線(49路線)。受注者は、詳細について監督員に確認しなければならない。

1-1-36 建設副産物

1. 受注者は、工事により生じる建設副産物の処理については、「廃棄物の処理及び清掃に関

- する法律(昭和45年法律第137号)」、「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律(平成12年法律第104号)」を遵守するほか、設計図書に基づき措置しなければならない。
- ただし、設計図書に表示がない場合は、監督員と協議しなければならない。
2. 受注者は、建設副産物対策として、発生抑制を考慮した工法・資材の採用、処理方法に応じた分別の徹底、破碎・脱水・乾燥等による減量化に努めなければならない。
 3. 受注者は産業廃棄物の適正処理を計画的かつ効率的に行うものとし、工事現場から発生する産業廃棄物の処理計画について、種類毎の発生量と分別・保管・運搬・中間処理・最終処分等の方法を施工計画書に記載しなければならない。
 4. 受注者は、掘削により発生した石、砂利、砂その他の材料を工事に用いる場合、設計図書によるものとするが、設計図書に明示がない場合には、本体工事又は設計図書に指定された仮設工事にあつては、監督員と協議するものとし、設計図書に明示がない任意の仮設工事にあつては、監督員の承諾を得なければならない。
 5. 受注者は、建設副産物適正処理推進要綱(国土交通事務次官通達、平成14年5月30日)、再生資源の利用の促進について(建設大臣官房技術審議官通達、平成3年10月25日)、建設汚泥の再生利用に関するガイドライン(国土交通事務次官通達、平成18年6月12日)を遵守して、建設副産物の適正な処理及び再生資源の活用を図らなければならない。
 6. 受注者は、建設副産物の搬出にあたり、次の各号に掲げるところにより適宜確認し、適正に処理するものとする。
 - (1) 建設副産物のうち、産業廃棄物を再資源化施設等または最終処分場に搬入する前に、委託契約書(搬出事業者、収集・運搬業者、中間処理または最終処分業者との契約書)の写し及び収集・運搬業者、中間処理、または最終処分業者の許可証の写しを施工計画書に添付しなければならない。
 - (2) 建設副産物のうち、建設発生土を再資源化施設等または最終処分場に搬入する前に、建設発生土搬入民間受入地届(様式-104)を施工計画書に添付しなければならない。
 - (3) 建設発生土について、毎月一回、処分実績を残土処分明細報告書(第7編 様式-103)により作成し、計量伝票を添付の上、監督員に提出しなければならない。
 - (4) 産業廃棄物について、産業廃棄物管理票(紙マニフェストまたは電子マニフェスト)により、処理実績を照合確認するとともに、毎月一回、建設系廃棄物搬出報告書を(第7編 様式-101)により作成し、紙マニフェストの場合はその写し、電子マニフェストの場合はその一覧表を添付の上、監督員に提出しなければならない。

令和4年度からの発注工事については、電子マニフェストの使用を義務化し、原則紙マニフェストは使用しないものとする。
 7. 受注者は、請負代金額が一定額(100万円)以上の場合、特定建設資材(加熱アスファルト

- 混合物等) または土砂、砕石等、その他の再生資材を工事現場に搬入する場合には、再生資源利用計画書を所定様式により作成し、施工計画書に含め監督員に提出しなければならない。
8. 受注者は、請負代金額が一定額(100万円)以上の場合、特定建設資材廃棄物(コンクリート塊、アスファルト・コンクリート塊など)、建設廃棄物(その他がれき類、建設発生木材、建設汚泥(泥水を含む。))、建設混合廃棄物、金属くず、廃塩化ビニル管、廃プラスチック、廃石膏ボード、紙くず、アスベストなど) または建設発生土を工事現場から搬出する場合には、再生資源利用促進計画書を所定様式により作成し、施工計画書に含め監督員に提出しなければならない。
9. 受注者は、再生資源利用計画書及び再生資源利用促進計画書を作成した場合には、前2項の工事現場搬入及び工事現場搬出が完了した後、速やかに実施状況を記録した再資源化等報告書、再生資源利用計画書(実施書)及び再生資源利用促進計画書(実施書)を所定様式により作成し、監督員に提出しなければならない。
10. 受注者は、令和4年9月2日に公布された「建設業に属する事業を行う者の再生資源の利用に関する判断の基準となるべき事項を定める省令」及び「建設業に属する事業を行う者の指定副産物に係る再生資源の利用の促進に関する判断の基準となるべき事項を定める省令」の一部改正(令和5年1月1日施行)に基づき、次のとおり実施しなければならない。

(1) 再生資源利用計画

受注者は、作成した再生資源利用計画を工事現場の公衆が見やすい場所に掲げなければならない。

(2) 再生資源利用促進計画

受注者は、作成した再生資源利用促進計画を工事現場の公衆が見やすい場所に掲げなければならない。

(3) 第1条及び第2条に規定する再生資源利用(促進)計画の工事現場掲示様式については、国土交通省のホームページに掲載している様式を使用することとする。

(国土交通省ホームページ掲載場所)

「再生資源利用〔促進〕計画様式(建設リサイクル報告様式兼用)現場掲示対応版

https://www.mlit.go.jp/sogoseisaku/region/recycle/d03project/d0306/page_03060101cr-edas1top.htm

1-1-37 施工管理

1. 受注者は、工事の施工にあたっては、施工計画書に示される作業手順に従って施工し、品質及び出来形が第6編 施工管理基準 の規定(以下「第6編の規定」という。)及び設計図書に適合するよう、十分な施工管理を行わなければならない。
2. 監督員は、以下に掲げる場合、第6編の規定及び設計図書の定めに示す品質管理の測定(試験)頻度及び出来形管理の測定密度(頻度)を変更することができるものとする。この場合、受注者は、監督員の指示に従うものとする。これに伴う費用は、受注者の負担とする。
- (1) 工事の初期で作業が定常的になっていない場合
 - (2) 管理試験結果が限界値に接近した場合
 - (3) 試験の結果、品質及び出来形に均一性を欠いた場合

(4) 前各号に掲げるもののほか、監督員が必要と判断した場合

3. 受注者は、工事の施工に先立ち工事現場、またはその周辺の一般通行人等公衆の見やすい場所に、工事名、工事内容、工期、発注者名、受注者名を記載した標示板及び諸法令等に定める各標識（建設業退職金共済制度適用事業主工事現場の標識を含む。）を設置し、工事現場施工完了毎、交通規制（工事に伴う道路占用をいう。）解除毎、または監督員の指示がある場合はその都度、速やかに標示板等を撤去しなければならない。ただし、標示板等の設置が困難な場合は、監督員の承諾を得て省略することができる。
4. 受注者は、工事期間中、工事現場内及び周辺の整理整頓に努めなければならない。
5. 受注者は、施工に際し工事現場周辺並びに他の構造物及び施設などへ影響を及ぼさないよう施工しなければならない。また、影響が生じた場合は直ちに監督員へ通知し、その対応方法等に関して協議するものとする。また、損傷が受注者の過失によるものと認められる場合、受注者自らの負担で原形に復元しなければならない。
6. 受注者は、作業員が健全な身体と精神を保持できるよう作業場所、現場事務所及び作業員宿舍等における良好な作業環境の確保に努めなければならない。
7. 受注者は、工事中に物件を発見または拾得した場合、直ちに監督員及び関係官公署へ通知し、その指示を受けるものとする。

1-1-38 環境対策

1. 受注者は、「建設工事に伴う騒音振動対策技術指針」（昭和51年3月2日建設省機発第54号、昭和62年3月30日改正）（技術関係集参照）関係法令並びに仕様書の規定を遵守の上、騒音、振動、大気汚染、水質汚濁等の問題については、施工計画及び工事の実施の各段階において十分に検討し、周辺地域の環境保全に努めなければならない。
2. 受注者は、環境への影響が予知され又は発生した場合は、直ちに応急措置を講じ、監督員に報告し、監督員の指示があればそれに従わなければならない。また、第三者からの環境問題に関する苦情に対しては、誠意をもってその対応にあたり、その交渉等の内容は、後日紛争とならないよう文書で確認する等明確にしておくとともに、状況を随時監督員に報告し、指示があればそれに従うものとする。
3. 監督員は、工事の施工に伴い地盤沈下、地下水の断絶等の理由により第三者への損害が生じた場合には、受注者に対して、受注者が善良な管理者の注意義務を果たし、その損害が避け得なかったか否かの判断をするための資料の提示を求めることができる。この場合において、受注者は必要な資料を提示しなければならない。
4. 受注者は、工事の施工にあたり表1-1に示す建設機械を使用する場合は、「特定特殊自動車排出ガスの規則等に関する法律（平成17年法律第51号）」に基づく技術基準に適合する特定特殊自動車又は「排出ガス対策型建設機械指定要領（平成3年10月8日付け建設省経機発第249号、最終改正平成14年4月1日付け国総施第225号）」、「排出ガス対策型建設機械の普及促進に関する規程（平成18年3月17日付け国土交通省告示第348号）」もしくは「第3次排出ガス対策型建設機械指定要領（平成18年3月17日付け国総施第215号）」に基づき指定された排出ガス対策型建設機械を使用するものとする。

排出ガス対策型建設機械を使用できない場合は、平成7年度建設技術評価制度公募課題「建設機械の排出ガス浄化装置の開発」、またはこれと同等の開発目標で実施された民間開発建設技術の技術審査・証明事業、あるいはこれと同等の開発目標で実施された建設技術審査証明事業により評価された排出ガス浄化装置を装着した建設機械を使用することで、排出ガス対策型建設機械と同等と見なす。

ただし、これにより難しい場合は、監督員と協議するものとする。排出ガス対策型建設機械あるいは排出ガス浄化装置を装着した建設機械（以下「排出ガス対策型建設機械等」という。）を使用する場合、施工計画書に排出ガス対策型建設機械等の使用を記載し、監督員の確認を受けるものとする。また、施工現場において使用する排出ガス対策型建設機械等の指定ラベル、工事現場状況がわかる様に写真撮影を行い、監督員に提出しなければならない。

表1-1 排出ガス対策型建設機械一覧表

| 機 種 | 備 考 |
|---|--|
| 一般工事用建設機械 ・バックホウ ・トラクタショベル（車輪式） ・ブルドーザ ・発動発電機（可搬式、溶接兼用機含む） ・空気圧縮機（可搬式） ・油圧ユニット（以下に示す基礎工事用機械のうち、ベースマシンとは別、に独立したディーゼルエンジン駆動の油圧ユニットを搭載しているもの；油圧ハンマ、パイプロハンマ、油圧式鋼管圧入・引抜機、油圧式杭圧入・引抜機、アースオーガ、オールケーシング掘削機、リバースサーキュレーションドリル、地下連続壁施工機、全回転型オールケーシング掘削機等） ・ロードローラ、タイヤローラ、振動ローラ ・ホイールクレーン、ラフテレーンクレーン ・モータグレーダ | ディーゼルエンジン （出力7.5 kw以上～260kw以下） を搭載した建設機械に限る。 |

5. 受注者は、騒音振動対策技術指針によって低騒音型・低振動型建設機械を設計図書の定めで使用を義務付けている場合には、低騒音型建設機械の指定に関する規程に基づき指定された建設機械を使用するものとし、前項の規定と同様に、施行計画書にその使用を記載し、記録写真を監督員に提出しなければならない。ただし、施工時期・工事現場条件等により一部機種調達が不可能な場合は、認定機種と同程度と認められる機種、または対策をもって協議することができるものとする。

6. 受注者は、資材、工法、建設機械又は目的物の使用にあたっては、事業ごとの特性を踏まえ、必要とされる強度や耐久性、機能の確保、コスト等に留意しつつ、「国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（平成12年法律第100号。「グリーン購入法という。）」第6条で定めた「環境物品等の調達の推進に関する基本方針」に定められた特定調達品目の使用を積極的に推進するものとする。

7. 受注者は、工事現場（発注者の提供用地を含む。）に出入りする関係車両について、「大阪府生活環境の保全等に関する条例（平成6年大阪府条例第6号。以下『本条例』という。）」を

遵守しなければならない。

1-1-39 工事公害の防止

1. 受注者は、工事公害の防止に努めなければならない。
2. 受注者は、工事公害が予知され、または発生した場合は、監督員に報告し、その対策等について協議しなければならない。

1-1-40 施工時期及び施工時間の変更

1. 受注者は、設計図書に施工時間が定められている場合でその時間を変更する必要がある場合、あらかじめ監督員と協議するものとする。
2. 受注者は、設計図書において施工時間が定められていない場合で、発注者の休日や夜間等、監督員の勤務時間外に作業を行う必要がある場合は、事前に監督員に連絡しなければならない。
3. 受注者は、夏季、年末年始、ゴールデンウィークにより受注者の事務所等を休業する場合及び、監督員から指示があった場合は、工事現場の保安状況および工事現場管理体制等を記入した休暇中の現場管理報告書を（第7編 様式-35）により作成し、監督員が指示する期日までに報告しなければならない。

1-1-41 工事測量

1. 受注者は、工事開始日後、速やかに必要な測量を実施するものとし、原則として測量標（仮B.M）を設置して中心線、縦断、横断等の測量を行わなければならない。なお、測量標（仮B.M）を設置するための基準点は、監督員が指示するものとする。
2. 受注者が測量の結果、設計図書と現地に差異が生じた場合は、監督員に測量結果を速やかに提出し指示を受けなければならない。
3. 受注者は、測量標（仮B.M）の設置に当たって、位置及び高さに変動のないようにしなければならない。
4. 受注者は、用地幅杭、重要な測量標（仮B.M含む）を抜き取ったり、または移設してはならない。ただし、工事の進捗に伴いこれを存置することが困難な場合は、その移設について監督員並びにそれらの管理者の承諾を得なければならない。また、用地幅杭が現存しない場合は、監督員と協議し指示に従わなければならない。
5. 受注者は、敷地境界付近の民間相互の境界杭等の有無についてよく調査し、移動させる必要がある場合、それぞれの管理者に立会を求め、その移動並びに見出し杭の設置について承諾を得なければならない。なお、その場合、隣接土地所有者との間に紛争等が生じないようにしなければならない。
6. 受注者は、工事施工に際して公共基準点が支障となるなど、公共基準点の保全に影響がある場合は、「大阪市公共基準点管理保全要綱」（平成21年2月改正大阪市建設局）（技術関係集参照）並びに「同施行規則」を遵守し、必要な措置を講じなければならない。また受注者は、工事施工に際して道路基準点が支障となるなど、道路基準点の保全に影響がある場合は、「道路基準点保全要綱」（昭和54年7月1日大阪市建設局、平成21年2月改正）（技術関係集参照）を遵守し、必要な措置を講じなければならない。

7. 受注者は、工事の施工に当たり、損傷を受ける恐れのある杭又は障害となる杭の設置換え、移設及び復元を含めて、発注者及び道路管理者等の設置した既存杭の保全に対して責任を負わなければならない。
8. 受注者は、工事に必要なやり方、丁張及びその他工事施工の基準となる仮設標識を設置しなければならない。
9. 受注者は、測量に使用する機器については、所定の基準に基づいた機能点検及び測定による点検を行い、常にその性能等十分な状態に保持しなければならない。

1-1-42 仮設物等の管理

1. 受注者は、契約図書に特別に定めがある場合を除き、契約書第1条第3項の規定により、仮設、施工方法、その他工事目的物を完成するために必要な一切の手段については、その責任において定めるものとする。ただし、必要な一切の手段は、設計図書の定め、本章1-1-6 施工計画書、1-1-22 諸法令等の遵守、1-1-43 工事中の安全確保、1-1-47 交通安全管理 による各規程に適合するものでなければならない。
2. 受注者は、前項の規定により、自己の責任において定めた、仮設、施工方法等の施工管理及び監理・巡視等を行い、安全を確保しなければならない。また、その記録を整理しておかなければならない。

1-1-43 工事中の安全確保

1. 受注者は、工事に係る事故を未然に防止するための有効、かつ適切な対策を講じなければならない。
2. 受注者は、「土木工事安全施工技術指針」（国土交通大臣官房技術審議官通達、平成21年3月31日）及び「建設機械施工安全技術指針」（国土交通省総合政策局建設施工企画課発、平成17年3月31日）を参考にして、常に工事の安全に留意し現場管理を行い災害の防止を図らなければならない。ただし、これらの指針は当該工事の契約条項を超えて受注者を拘束するものではない。
3. 受注者は、工事施工中、監督員及び管理者の許可なくして、流水及び水陸交通の支障となるような行為、又は公衆に支障を及ぼすなどの施工をしてはならない。
4. 受注者は、「建設工事公衆災害防止対策要綱」（平成5年1月12日建設省経建発第1号事務次官通達）（技術関係集参照）を遵守して災害の防止を図らなければならない。また、次の各号に掲げる事項を遵守し、工事の安全を確保しなければならない。
 - (1) 労働安全衛生法、同規則
 - (2) 道路管理者、河川管理者、鉄道・軌道事業者及び警察署長等による工事許可条件・施工条件
 - (3) 埋設物管理者等による施工条件等
 - (4) ガス爆発事故の防止に関する通達
 - (5) 酸素欠乏症等防止規則
 - (6) 高気圧作業安全衛生規則
 - (7) その他必要な事項

5. 受注者は、土木工事に使用する建設機械の選定、使用等について、設計図書より建設機械が指定されている場合には、これに適合した建設機械を使用しなければならない。ただし、より条件に合った機械がある場合には、監督員の承諾を得て、それを使用することができる。
6. 受注者は、工事箇所及びその周辺にある地上地下の既設構造物に対して支障を及ぼさないよう必要な措置を施さなければならない。
7. 受注者は、災害防止のため、作業員の手配、資材及び機器の準備等について、監督員の指示がある場合はこれに従わなければならない。また、豪雨、出水、土石流、その他天災に対しては、天気予報などに注意を払い、常に災害を最小限に食い止めるため防災体制を確立しておかなくてはならない。
8. 受注者は、仮締切施設等の巡視及び点検を行わなければならない。なお、降雨等により付近に浸水のおそれが生じた場合は、監督員との協議に基づき、その撤去等の措置を講じるものとする。
9. 受注者は、工事現場、材料置場及び作業場等に、工事関係者以外の者が、立ち入ることのないよう措置するものとし、フェンス、ロープ、保安施設等により囲うとともに、立入り禁止の標示をしなければならない。工事現場付近における事項防止のため一般の立入り禁止する場合は、その区域に、柵、門扉、立入り禁止の標示板等を設けなければならない。
10. 受注者は、工事現場に危険防止のための仮囲い、柵、その他適切な保安施設を設置し、夜間には注意灯を点じ、設置期間中は常に保安施設を点検整備しなければならない。
11. 受注者は、工事期間中、安全巡視を行い、工事区域及びその周辺の監視あるいは連絡を行い安全を確保しなければならない。
12. 受注者は、工事現場のイメージアップを図るため、現場事務所、作業員宿舎、休憩所又は作業環境等の改善を行い、快適な職場を形成するとともに、地域との積極的なコミュニケーション及び現場周辺的美装化に努めるものとする。
13. 受注者は、就業前及び作業開始前には、工事関係者に対し、作業に関する安全教育及び指導を行わなければならない。また、建設機械の配置、作業場所及び作業方法等に変更が生じた場合も同様とする。
14. 受注者は、「土木請負工事における安全・訓練等の実施について」（平成4年3月19日建設省技調発第74号技術調査室長通知）（技術関係集参照）及び「建設工事の安全対策に関する措置について」（平成4年4月14日建設省技調発第114号技術審議官通達）（技術関係集参照）に基づき、工事着手後、作業員全員の参加により月当たり、半日以上の時間を割当て、次の各号から実施する内容を選択し、定期的に安全に関する研修・訓練等を実施しなければならない。なお、施工計画書に当該工事の内容に応じた安全・訓練等の具体的な計画を作成し、監督員に提出するとともに、その実施状況については、安全訓練実施報告書を（第7編 様式-26）により作成し、請負工事協議等（録）に添付し、実施月の翌月の5日までに監督員に提出しなければならない。また、その実施状況については、ビデオ等、または安全訓練実施報告書等に記録した資料を整備・保管するとともに安全訓練実施報告書に添付して提出しなければならない。

- (1) 安全活動のビデオ等視覚資料による安全教育
 - (2) 当該工事内容等の周知徹底
 - (3) 工事安全に関する法令、通達、指針等の周知徹底
 - (4) 当該工事における災害対策訓練
 - (5) 当該工事現場で予想される事故対策
 - (6) その他、安全・訓練等として必要な事項
15. 受注者は、所轄警察署、道路管理者、鉄道事業者、河川管理者、労働基準監督署等の関係者及び関係機関と緊密な連絡を取り、工事中の安全を確保しなければならない。
 16. 受注者は、工事現場が隣接し又は同一場所において別途工事がある場合は、受注者間の安全施工に関する緊密な情報交換を行うとともに、非常時における臨機の措置を定める等の連絡調整を行うため、関係者による工事関係者連絡会議を組織するものとする。
 17. 監督員が、労働安全衛生法第30条第1項に規定する措置を講じる者として、同条第2項の規定に基づき、受注者を指名した場合には、受注者はこれに従うものとし、統括安全衛生管理義務者を現場に常駐させなければならない。
 18. 受注者は、工事中における安全の確保をすべてに優先させ、労働安全衛生法等関連法令に基づく措置を常に講じておくものとする。特に重機械の運転、電気設備等については、関係法令に基づいて適切な措置を講じておかなければならない。
 19. 受注者は、施工計画の立案に当たっては、既往の気象記録及び洪水記録並びに地形等現地状況を勘案し、防災対策を考慮の上、施工方法及び施工時期を決定しなければならない。特に梅雨、台風等の出水期の施工に当たっては、工法、工程について十分に配慮しなければならない。
 20. 災害発生時においては、第三者及び作業員等の人命の安全確保をすべてに優先させるものとし、応急処置を講ずるとともに、直ちに関係機関に通報及び監督員に連絡しなければならない。
 21. 受注者は、工事施工箇所地下埋設物等が予想される場合には、当該物件の位置、深さ等を調査し監督員に報告しなければならない。
 22. 受注者は施工中、管理者不明の地下埋設物等を発見した場合は、監督員に報告し、その処置については占有者全体の立会を求め、管理者を明確にしなければならない。
 23. 受注者は、地下埋設物等に損害を与えた場合は、直ちに監督員に報告するとともに関係機関に連絡し応急措置をとり、当該損害を補償しなければならない。
 24. 受注者は、工事の実施に先立ち、監督員及び埋設物管理者と工事の各段階における工事の実施方法、埋設物の防護方法等について、十分協議しなければならない。
- なお、工事の実施方法、埋設物の防護方法等について、受注者の現場関係者全員に周知徹底を図り、事故防止に努めなければならない。
25. 受注者は、埋設物に近接して掘削を行う場合、周囲の地盤のゆるみ、沈下等に注意するとともに、必要に応じて監督員及び埋設物管理者と協議し、埋設物の保安上必要な措置を講じなければならない。

26. 受注者は、ガス等可燃性物質輸送管の埋設物付近において、溶接機、切断機等火気を伴う機械器具を使用してはならない。ただし、やむを得ない場合は、事前にその埋設物管理者と協議の上、周囲に可燃性ガス等が存在しないことを検知器等によって確認し、熱遮へい装置を設けるなど保安上必要な措置を講じたときにはこの限りではない。
27. 受注者は、埋設物に関する緊急時の連絡先等を把握しておかなければならない。
28. 受注者は、地下埋設物等に異常を発見した場合は、応急措置を講じ、直ちに埋設物管理者に連絡し、その指示を受けるとともに監督員に状況を報告しなければならない。
29. 受注者は、発注者の指示する工事については、大阪市火災予防条例第62条に基づく「道路掘削工事防災計画書」を作成し、監督員に提出しなければならない。
30. 受注者は、浄水場等（取水場及び配水場を含む。以下同じ）構内における工事の安全衛生について、第5編第1章 安全衛生対策 を遵守しなければならない。
31. 浄水場等の構内又は浄水施設に近接する工事において、浄水に直接又は間接に触れる可能性のある水道施設の工事を施工する場合には、有害な物質が浄水に混入しないよう、施工方法をあらかじめ十分検討しなければならない。特に、使用する材料の物性に応じて、当該物質の直接混入だけでなく、気化等による間接混入についても防止するための措置を講じなければならない。また、施工時においては、現場で前記に関して適切な措置がとられるよう十分に監督を行うなど施工管理の徹底を図り、併せて、工事期間中は臨時の水質検査を行って汚染がないことを確認するなど、水質管理に万全を期さなければならない。

1-1-44 酸素欠乏症等防止対策

1. 受注者は、酸素欠乏症等防止規則に基づき、必要な措置を講じなければならない。
2. 受注者は、酸素欠乏症等（前項に規定する規則による）のおそれがある工事現場において、酸素及び硫化水素濃度を測定するとともに記録し、監督員が求めた場合に直ちに提出できるよう、保管、整備しなければならない。

1-1-45 緊急時の体制

1. 受注者は、緊急時における体制を確立しなければならない。
2. 受注者は、緊急時連絡体制表を作成するとともに工事関係者に周知しなければならない。

1-1-46 火災及び爆発の防止

1. 受注者は、火気の使用を行う場合は、工事中の火災予防のため、その火気の使用場所及び日時、消火設備等を施工計画書に記載しなければならない。
2. 受注者は、爆発物等の危険物を備蓄し、使用する必要がある場合には火薬類取締法等関係法令を遵守するとともに、関係官公署の指導に従い、爆発等の防止の措置を講じなければならない。
3. 受注者は、ガソリン、油類、可燃性ガス及び塗料等の可燃物の周辺に火気の使用を禁止する旨の表示を行い、周辺の整理に努めるものとし、その保管及び取扱いについては関係法令の定めるところに従い、火災等の防止の措置を講じなければならない。
4. 受注者は、工事等により発生した雑木、草等を処理する場合は、諸法令等を遵守するとともに、関係官公署の指導に従い必要な措置を講じなければならない。

5. 受注者は、工事従事者等の喫煙等の場所を指定し、指定場所以外での火気の使用を禁止しなければならない。

1-1-47 交通安全管理

1. 受注者は、工事施工中において交通の障害となるような行為や公衆に迷惑を及ぼすことのないように、交通や保安についての関係官公署の許可条件及び指示事項を遵守しなければならない。

2. 受注者は、工事箇所、工事用運搬路として使用する周辺道路について標識及び路面標示等を常に良好な状態に保持しなければならない。特に人身事故の防止のため不断の注意を払うとともに、通行人等に危険のないよう常に必要な措置を講じなければならない。

3. 受注者は、工事現場の状況、作業状況及び所轄警察署の許可条件・施工条件に応じて、次の各号に掲げるところにより交通誘導員を配置し、交通の安全を確保しなければならない。

(1) 設計図書に定めがある場合

(2) 大阪府公安委員会告示に該当する工事現場（技術関係集参照）の場合、警備業法に基づく「警備員等の検定等に関する規則（平成17年11月18日国家公安委員会規則第20号）」の規定どおり、規制箇所ごとに、交通誘導警備業務検定合格者（一級又は二級）（以下「検定合格警備員」という。）を1名以上配置しなければならない。

(3) 第6編 施工管理基準 に基づき、交通誘導員の配置状況が分かる写真を撮影し、工事写真帳に整備するものとする。大阪府公安委員会告示に該当する工事現場においては、当該現場に配置する検定合格警備員及び検定合格証の携帯状況が分かる写真を撮影しなければならない。

4. 受注者は、供用中の道路における工事の施工に当たっては、交通の安全について、監督員、道路管理者及び所轄警察署と打合せを行うとともに、「道路標識、区画線及び道路標示に関する命令」（昭和35年12月17日総理府・建設省令第3号）及び「工事現場における保安施設等の設置基準」（昭和60年7月1日大阪市告示、平成19年3月30日改正）（技術関係集参照）に基づく必要な措置を講じなければならない。

5. 受注者は、工事用車両による土砂、工事用資材及び機械などの輸送を伴う工事については、関係機関と打合せを行い、交通安全に関する担当者、輸送経路、輸送期間、輸送方法、輸送担当者、交通誘導員の配置、標識安全施設等の設置場所、その他安全輸送上の事項について計画をたて、災害の防止を図らなければならない。

また、建設機械、資材等の運搬に当たり、車両制限令（昭和36年政令第265号）第3条における一般的制限値を超える車両を通行させるときは、道路法第47条の2に基づく通行許可を得ていることを確認しなければならない。

表 1-2 一般的制限値

| 車両の諸元 | 一般的制限値 |
|---------|---|
| 幅 | 2.5m |
| 長さ | 12.0m |
| 高さ | 3.8m (道路管理者が道路の構造の保全及び交通の危険の防止上支障がないと認めて指定した道路の通行は 4.1m) |
| 重量 総重量 | 20.0 t (ただし、高速自動車国道・指定道路については軸距・長さに応じ最大 25.0 t) |
| 軸重 | 10.0 t |
| 隣接軸重の合計 | 隣り合う車軸に係る軸距 1.8m未満の場合は 18 t (隣り合う車軸に係る軸距が 1.3m以上で、かつ当該隣り合う車軸に係る軸重が 9.5 t 以下の場合は 19 t)、1.8m以上の場合は 20 t |
| 輪荷重 | 5.0 t |
| 最小回転半径 | 12.0m |

ここでいう車両とは、人が乗車し、または貨物が積載されている場合にはその状態におけるものをいい、他の車両をけん引している場合にはこのけん引されている車両を含む。

6. 受注者は、交通管理者から許可を受けた作業帯範囲外に材料・設備及び工事用車両等を保管してはならない。
7. 受注者は毎日の作業終了時及び何らかの理由により作業を中断するときには、交通管理者から許可を受けた常設作業帯内を除き一般の交通に使用される路面からすべての設備その他の障害物を撤去しなければならない。
8. 工事の性質上、受注者が、水上輸送によることを必要とする場合には本条の「道路」は水門又は水路に関するその他の構造物と読み替え「車両」は船舶と読み替えるものとする。
9. 受注者は、工事の施工にあたっては、作業区域の標示及び関係者への周知など、必要な安全対策を講じなければならない。また、作業船等が船舶の輻輳している区域を航行、またはえい航する場合は、見張りを強化する等、事故の防止に努めなければならない。
10. 受注者は、船舶の航行または漁業の操業に支障をきたすおそれのある物体を水中に落とした場合は、直ちに、その物体を取り除かなければならない。なお、直に取り除けない場合は、標識を設置して危険箇所を明示し、監督員及び関係官公庁に連絡及び通知しなければならない。
11. 受注者は、作業用船舶機械が故障した場合、安全の確保に必要な措置を講じなければならない。なお、故障により二次災害を招くおそれがある場合は、直ちに応急の措置を講じるとともに、監督員及び関係官公庁に連絡及び通知しなければならない。
12. 受注者は、港長許可が必要な水域で工事を施工する場合、設計図書のとに従って警戒船を配置するものとし、次の各号に掲げる事項を行うものとする。

(1) 工事作業時には、警戒船を配置し、付近の航行船舶等に注意を喚起し、事故防止に努めなければならない。

- (2) 警戒船の乗務員については、船長及び専従警戒要員を乗船させるとともに、専従警戒要員は、一定の経験を有し、かつ警戒業務に必要な技術を習得するための各種講習を受けている者とする。
- (3) 警戒船について、施工計画書に使用隻数、配置図、船名、船舶規格、乗務員数及び乗務員氏名（船長、専従警戒要員）の記載および（2）に規定する講習に係る受講証の写しを添付しなければならない。
- (4) 警戒船配置にあたり、以下に示す写真を撮影し、工事写真帳に整備するものとする。
 - ①配置隻数及び配置状況（可能な限り工事現場全景）がわかる写真
 - ②船名のわかる写真
 - ③乗務員数（船長、専従警戒要員）がわかる写真
 - ④工事現場において、専従警戒要員が受講証を携帯していることがわかる写真

1-1-48 監督員による検査（確認を含む）及び立会

- 1. 受注者は、設計図書の定めに従って、工事の施工について監督員の検査及び立会を求める場合は、設計図書に定めがある場合を除き、当該予定日の前日までに、別に定める立会願を監督員に提出しなければならない。ただし、監督員の都合等により、受注者が希望する日に応じられない場合があることに留意しておかなければならない。
- 2. 受注者は、主要な工事段階の区切り等で設計図書に定める箇所及び監督員から指示する箇所においては、監督員の検査を受けなければ次の作業を進めてはならない。
- 3. 監督員は、工事が契約図書どおりに行われているかどうかの確認をするために必要に応じ工事現場又は製作工場に立ち入り、立会し又は資料の提出を請求できるものとし、受注者はこれに協力しなければならない。
- 4. 受注者は、監督員による検査（確認を含む）及び立会に必要な準備、人員及び資機材等の提供（受注者負担とする。）並びに写真その他資料の整備をしなければならない。また、監督員が製作工場において立会及び監督員による検査（確認を含む）を行う場合、受注者は監督業務に必要な設備等の備わった執務室を提供（受注者負担とする。）しなければならない。
- 5. 監督員による検査（確認を含む）及び立会の時間は、監督員の勤務時間内とする。ただし、やむを得ない理由があると監督員が認めた場合は、この限りでない。
- 6. 受注者は、契約書第10条第2項第3号、第14条第2項及び第15条第1項若しくは同条第2項の規定に基づき、監督員の立会を受け、材料検査（確認を含む）に合格した場合であっても、契約書第18条及び第32条に規定する義務を免れないものとする。
- 7. 受注者は、第1項から第3項に規定する監督員による検査（確認を含む。）及び立会において現場処置指示を受けた場合は、その方法について監督員の承諾を得たうえで速やかにこれを処置し、その完了が確認できる記録写真を添付のうえ、監督員に報告しなければならない。処理完了写真は、監督員の指示により省くことができる。
- 8. 段階確認は、次に掲げる各号に基づいて行うものとする。
 - (1) 監督員から段階確認の実施について通知があった場合には、受注者は、段階確認を受けなければならない。

(2) 段階確認は受注者が臨場するものとし、確認した箇所に係わる監督員が押印した書面を、受注者は保管し検査時に提出しなければならない。

(3) 受注者は、監督員に完成時不可視になる施工箇所の調査ができるよう十分な機会を提供するものとする。

9. 監督員は、設計図書に定められた段階確認において臨場を机上とすることができる。この場合において、受注者は施工管理記録、写真等の資料を整備し、監督員にこれらを提示し確認を受けなければならない。

1-1-49 数量の算出及び完成図

1. 受注者は、出来高数量を算出するための出来形測量を実施しなければならない。
2. 受注者は、出来形測量に基づき、設計図書等の定めに従って出来高数量の算出書類及び完成図（出来形資料を含む。以下同じ）を作成し、これらの書類を監督員に提出しなければならない。ただし、これらの提出書類に誤りや不足等が無いことを受注者は、十分に精査・点検しておかなければならない。また、総価契約におけるこれらの提出書類は、原則として工期末40日前までに提出しなければならない。ただし、これによりがたい場合は、監督員と協議しなければならない。
3. 受注者は、第2項に規定する出来高数量および完成図の提出の後に、監督員による立会検査によって、工事目的物とこれらの書類の情報とに相違が無いことの確認を受けなければならない。ただし、この立会検査は、本章1-1-48 監督員による検査（確認を含む）及び立会 第4項の規定を準用する。

1-1-50 工事検査に係る共通事項

1. 発注者は、工事検査に先立って、監督員を通じて受注者に対して検査日を通知するものとする。
2. 受注者は、工事検査に現場代理人、主任技術者（または監理技術者）及び専門技術者を臨場させなければならない。
3. 受注者は、工事検査に必要な準備、用具類、機器類、安全施設類、交通誘導員等の人員などを提供するものとし、これに伴う費用を負担する。
4. 受注者は、工事検査で処置等指示を受けた場合は、監督員の承諾を得て速やかに処置を行うとともに、監督員に当該処置完了の確認を受けなければならない。
5. 検査員は、修補の必要があると認めた場合には、受注者に対して、期限を定めて修補の指示を行うことができるものとする。

1-1-51 工事完成検査

1. 受注者は契約書第32条の規定に基づき、工事完成届（第7編 様式-36）を監督員に提出しなければならない。
2. 受注者は、工事完成届を監督員に提出する際には、次の各号に掲げる要件をすべて満たさなくてはならない。

(1) 設計図書（追加、変更指示も含む。）に示されるすべての工事が完成していること。ただし、完成は監督員の現場処置指示を受けた場合、その処置の完了を含む。

- (2) 契約書第18条第1項の規定に基づき、監督員の請求した改造が完了していること。
- (3) 設計図書により義務付けられた資料（工事記録写真、出来形管理資料、強度確認試験、工事関係図及び工事報告書等）の整備がすべて完了していること。ただし、整備完了は監督員の確認を受けていることをいう。
- (4) 契約変更を行う必要が生じた工事においては、最終変更契約を発注者と締結していること。

3. 検査員は、監督員及び受注者の臨場の上、工事目的物を対象として契約図書と対比し、次の各号に掲げる検査を行うものとする。

- (1) 工事の出来形について、形状、寸法、精度、数量、品質及び出来ばえの検査を行う。
- (2) 工事管理状況について、書類、記録及び写真等を参考にして検査を行う。

4. 完成検査には、原則として工事中、既に検査を行った箇所（部分払検査及び監督員による検査（確認を含む）等）も検査対象とする。

5. 本章 1-1-50 工事検査に係る共通事項 第5項に規定する修補の完了が確認された場合は、その指示の日から修補完了の確認の日までの期間は、契約書第32条第2項に規定する期間に含めないものとする。

1-1-52 指定部分の工事に係る完成検査（一部完成検査）

1. 受注者は、契約書第40条第1項の規定に基づき、当該指定部分の工事が完了したときは、工事一部完成（指定部分完成）届（第7編 様式-36の2）を監督員に提出しなければならない。

2. 受注者は、工事一部完成（指定部分完成）届を監督員に提出する際には、当該指定部分の工事について、次の各号に掲げる要件をすべて満たさなくてはならない。

- (1) 設計図書（追加、変更指示も含む。）に示されるすべての工事が完成していること。ただし、完成は監督員の現場処置指示を受けた場合、その処置の完了を含む。
- (2) 契約書第18条第1項の規定に基づき、監督員の請求した改造が完了していること。
- (3) 設計図書により義務付けられた資料（工事記録写真、出来形管理資料、強度確認試験、工事関係図及び工事報告書等）の整備がすべて完了していること。ただし、整備完了は監督員の確認を受けていることをいう。
- (4) 契約変更を行う必要が生じた工事においては、最終変更契約を発注者と締結していること。

3. 当該指定部分の工事に係る完成検査は、本章 1-1-51 工事完成検査 第3項および第5項の規定を準用する。

1-1-53 部分払検査

1. 受注者は、契約書第39条第2項の部分払の確認の請求を行うときは、工事部分払（九分金）検査願（第7編 様式-36の3）を監督員に提出し、部分払に係わる検査を受けなければならない。

2. 受注者は、契約書第39条に基づく部分払いの請求を行うときは、前項の検査を受ける前に工事の出来高に関する資料（中間検査出来形図等、出来高内訳書および監督員が指示する書

類を含む。)を作成し、監督員に提出しなければならない。

3. 契約書第39条に基づく部分払に伴う出来高は、設計図書の定めに基づいて査定するものとする。

4. 受注者は、第1項に規定する部分払について、設計図書に定める工事記録写真、出来形管理資料、工事関係図及び工事報告書等の関係書類の整備を完了させ、同項に規定する検査に提出しなければならない。ただし、整備完了は監督員の確認を受けていることをいう。

5. 検査員は、監督員及び受注者の臨場の上、工事目的物を対象として工事の出来高に関する資料と対比し、次の各号に掲げる検査を行うものとする。

(1) 工事の出来形について、形状、寸法、精度、数量、品質及び出来ばえの検査を行う。

(2) 工事管理状況について、書類、記録及び写真等を参考にして検査を行う。

1-1-54 中間技術検査

中間技術検査は、その対象案件に指定された工事に行うものとし、本章1-1-50 工事検査に係る共通事項 第1項、第3項及び第5項の各規定を準用する。

1-1-55 施設管理

受注者は、工事現場における公物(各種公益企業施設を含む。)または部分使用施設(契約書第34条の適用部分)について、施工管理上、契約図書における規定の履行を以っても不都合が生ずる恐れがある場合には、その処置について監督員と協議できるものとする。なお、当該協議事項は、契約書第10条の規定に基づき、処理されるものとする。

1-1-56 作業予定等の報告

受注者は、翌日以降の作業内容などに関して、監督員に事前報告の上、施工しなければならない。その際監督員から作業内容などについて指示があればそれに従わなければならない。

1-1-57 住民対応

1. 受注者は、施工に先立ち、付近居住者に工事の内容を説明し、理解と協力を求め、工事の円滑な遂行を図らなければならない。

2. 受注者は、工事の施工に当たり、地域住民との間に紛争が生じないように努めなければならない。

3. 受注者は、地域住民と工事の施工上必要な交渉を自らの責任において行わなければならない。なお、受注者は、交渉に先立ち、監督員へ事前に報告の上、これらの交渉に当たっては誠意をもって対応をしなければならない。

4. 受注者は、地域住民等からの施工に関する苦情、要望に対して、工事中はもとより工事完成後においても終始誠意をもってその解決に当たらなければならない。

5. 受注者は、前記の苦情、要望に対する措置及び経過を記録し、その状況を随時監督員に報告するとともに、指示があればそれに従わなければならない。

1-1-58 契約の変更及び精算

1. 請負契約の方式

(1) 定額請負契約

定額請負契約において、次に掲げる契約内容の変更がある場合のほかは、契約金額を変更し

ない。

①設計図書に記載のない項目（以下「新項目」という。）につき履行の必要が生じた場合。

②設計図書に記載のある項目（以下「旧項目」という。）につき増減があった場合、または履行の必要が全くなくなった場合。

（２）精算請負契約

精算請負契約において、新項目について履行の必要が生じた場合は契約金額を変更し、また、発注者が施工上必要と認めた出来高数量の増減については、契約単価により精算するものとする。

（３）単価契約

単価契約において、発注者が必要と認めた出来高数量の増減については、契約単価により精算するものとする。

（４）総価契約

総価契約において、履行の結果、明細書記載の項目の数量に増減を生じた場合は、積算上の単価に基づき、請負金額との差額の多寡に関わりなく出来高数量により契約変更を行なうものとする。

1-1-59 個人情報管理取扱いの徹底

1. 受注者は、本工事の実施にあたり取り扱う個人情報については、次に掲げる事項を遵守して個人情報の漏えい、紛失等の事故防止に努めなければならない。

（１）個人情報の明確化

本工事において取り扱う個人情報について、種類、書類名等を明確にしなければならない。

（２）作業手順の策定

個人情報を取り扱う作業において、個人情報の持ち出しや送付における作業手順を策定しなければならない。また、作業手順の策定にあつては、個人情報が適切な取扱いが行われたことを確認、記録化（いつ、だれが、どの書類を、どこへ持出したか（送付したか）、紛失することなく持ち帰ったか（誤送付防止確認を行ったか））できる手法を検討しなければならない。

なお、個人情報については、その保護が極めて重要であることから次に示す具体的な措置を検討することとする。

- ・個人情報の保管場所は、事務所内の施錠できる場所に定め、持ち出し時以外は常時当該箇所に保管しなければならない。
- ・作業手順作成の際、業務フローを作成し、個人情報を取り扱う作業を明確にしなければならない。

また、管理簿等作成し、取扱責任者が一元管理をしなければならない。

上記によりがたい場合は、受発注者双方が個人情報保護方法について協議し、請負工事協議等（録）により、取扱方法を定めることとする。

（３）個人情報取扱責任者の選任

本工事において、適切な個人情報管理を行うための責任者を選任しなければならない。

(4) 個人情報取扱責任者の責務

個人情報取扱責任者は、本工事において取り扱うすべての個人情報が適切に管理取り扱いされるよう管理監督するとともに、従事する作業員等への指導教育を行うなどして、個人情報の漏えい、紛失等の事故の防止に努めなければならない。

(5) 教育訓練の実施

受注者は下請負者や再委託先を含め、個人情報を取り扱う作業従事者全員に、個人情報管理に係る教育を定期的に行い、実施状況を監督員へ報告しなければならない。

(6) 連絡体制

個人情報の漏えい、紛失事故が発生した場合の緊急連絡体制を構築するとともに、万一、事故が発生した場合にはただちに監督員へ報告しなければならない。

2. 個人情報漏えい等事故防止計画書の作成

(1) 受注者は個人情報管理に係る前項(1)から(6)の内容について、実施計画を策定し、計画書として監督員へ提出しなければならない。

(2) 受注者は前項の(2)で確認、記録化を行った書類を発注者が必要であると認めるときは遅延なく提出しなければならない。

第2章 材 料

第1節 適 用

2-1-1 一般事項

工事に使用する材料について、設計図書に品質規格を特に明示した場合を除き、この共通仕様書に示す規格に適合したもの又はこれと同等以上の品質を有するものとする。

なお、受注者が同等以上の品質を有するものとして、海外の建設資材を用いる場合は、海外建設資材品質審査・証明事業実施機関が発行する海外建設資材品質審査証明書（以下「海外建設資材品質審査証明書」という。）を材料の品質を証明する資料とすることができる。ただし、監督員が承諾した材料及び設計図書に明示されていない仮設材料については除く。

また、J I S規格が定まっている建設資材のうち、海外のJ I S表示認証工場以外で生産された建設資材を使用する場合は、海外建設資材品質審査証明書を提出するものとする。ただし、JIS認証外の製品として生産・納入されている建設資材については、海外建設資材品質審査証明書あるいは、日本国内の公的機関で実施した試験結果を提出するものとする。

2-1-2 材料の品質基準

材料の品質に係る管理基準及び規格値は、第6編 表2-3 品質管理基準及び規格値によるものとする。

第2節 支給材料

材料の支給及び保管、返納等については本編第1章1-1-14 支給材料 による。

第3節 受注者調達材料

2-3-1 材料の規格等

1. 工事に使用する受注者調達材料（以下「材料」という。）については、設計図書に品質規格を特に明示した場合を除き、J I S規格、J W W A規格及び大阪市水道局調達用配管材料仕様書の規格に適合したものとする。
2. 規格外の材料については、品質、形状寸法、強度が使用目的を十分満足したものとする。
3. 浄水施設をはじめ浄水に直接又は間接に触れる可能性のある水道施設の工事で使用する材料については、毒性はもとより、揮発性、水への溶解性等の物性を把握し、施工時及びその後の運転時の安全性への影響がないことを確認したうえで選定しなければならない。

また、施工時においては、現場で前記に関して適切な措置がとられるよう十分に監督を行うなど、施工管理の徹底を図るものとする。

2-3-2 材料の品質検査及び管理

1. 受注者は、工事に使用する材料の品質を証明する資料並びに品質管理に関する資料を受注者の責任において整備、保管し、監督員から請求があった場合は、遅滞なく提示するとともに検査時に提出しなければならない。
2. 受注者は、工事に使用する材料について、使用に先立ち品名、製造会社、規格証明書、

- 品質試験成績書、検査成績書等、品質を証明する資料並びに品質管理に関する資料を「使用材料承諾願」(第7編 様式-23)とともに提出し、監督員の承諾を得なければならない。
3. 設計図書において、監督員の承諾を得るものと指定された材料については、「使用材料承諾願」を提出し監督員の承諾を得なければならない。
 4. 使用材料に変更が生じた場合は、使用に先立ち「使用材料承諾願」を提出し、監督員の承諾を得なければならない。
 5. 工事に使用するアスファルト混合物については、「アスファルト混合物事前審査制度」により、(財)道路保全技術センターの認定書(認定証、混合物総括表)の写しを監督員に提出することによって、アスファルト混合物に係わる承諾のためのアスファルト混合物及び混合物の材料に関する品質証明書、試験成績書、配合試験書の提出を省略することができる。
 6. 契約書第14条第1項に規定する「中等の品質」とは、J I Sに適合したもの又はこれと同等以上の品質を有するものをいう。
 7. 受注者は、設計図書において試験を行うこととしている材料について、J I S又は設計図書で指示する方法により、試験を行わなければならない。
 8. 受注者は、設計図書において見本又は品質を証明する資料を提出することとなっている材料についてはこれを提出しなければならない。
 9. 受注者は、材料を使用するまでにその材質に変質が生じないように、これを保管しなければならない。なお、配管材料については第4編第2章第1節2-1-2 配管材料管理の規定によることとする。また、材質の変質により材料の使用が不相当と監督員から指示された場合には、速やかにこれを取替えるとともに、新たに搬入する材料については、再度監督員の確認と承諾を得なければならない。
 10. 受注者は、仮設材料及び少量の使用材料について、監督員の承諾を得て本節2-3-2第2項の証明書類等の提出を省略することができる。
 11. 受注者は、設計図書において製造会社を指定する等、特定の製品又は同等品として指定する材料については、指定会社以外の製品を使用してはならない。ただし、やむを得ない理由により指定会社の製品が入手できない場合は、品質・規格・性能等を対比し同等以上と証明できる資料を提出し、監督員の承諾を得た上で、指定会社以外の製品を使用することができるものとする。
 12. 受注者は、製作を行う材料等については、事前にその材料の製作仕様書及び製作図等を提出し、監督員の承諾を得た上で製作に着手しなければならない。
 13. 受注者は、材料について使用量に応じた適当な量を現場へ搬入し、使用するまでにその品質が変質しないよう保管しなければならない。なお、品質の変質により使用が不相当と監督員から指示を受けた場合には、これを取り替えるとともに新たに搬入する材料について、再度監督員の承諾を得なければならない。
 14. 受注者は、工事に使用する材料について、材料納入集計表(第7編 様式-40)を作成し、整備・保管を行ない、監督員から請求があった場合は、直ちに提示しなければならない。ま

た、工事完成時に材料の納品書（写し）とともに、監督員に提出しなければならない。

15. 受注者は、材料を現場に搬入したとき、その内容を材料納入集計表に記載しておかなければならない。

2-3-3 使用材料

1. 配水管材料

配水管工事用材料（鉄蓋、鉄蓋用ブロック類等を含む）は、設計図書及び調達用配管材料仕様書に基づき受注者で調達するものとする。調達に当たり不明な点等がある場合は、本編第1章1-1-1第4項のとおり、調達前に監督員に確認しなければならない。

2. 基礎杭

(1) 木杭

使用上有害な割れ、曲がり、抜節等の欠陥のない生松丸太の樹皮を除いたもので、杭径は元口から末口まで一様に変化しているものとする。なお、指定寸法は樹皮を除いた末口寸法とする。

(2) コンクリート杭

J I S A 5372（プレキャスト鉄筋コンクリート製品）、J I S A 5373（プレキャストプレストレストコンクリート製品）の規格に適合するものとする。

(3) 鋼管杭

J I S A 5525（鋼管ぐい）の規格に適合するものとする。

3. 埋戻し土

(1) 購入土（真砂土・山砂等）

埋戻し材料として使用する購入土は、表2-1の規格に適合するもので、転石、粘土塊、ガラス、金属類、ごみ、有機物等の有害量を含んではならない。

表2-1 購入土の規格

| 最大粒径 | 19mm ふるい通過質量 | 425 μ m ふるい通過質量 | 75 μ m ふるい通過質量 | 塑性指数P I (425 μ mふるい通過質量) |
|----------------------|-----------------|------------------------|-----------------------|---------------------------------|
| 25mm以下 (26.5mm以下) | 90~100% | 10~90% | 0~25% | 10以下 |

(2) 改良土

- ① 改良土とは、建設発生土に生石灰等を添加し、埋戻しに適する性状に改良した土をいう。
- ② 埋戻し材料として使用する改良土は、表2-2の規格に適合するもので、転石、粘土塊、ガラス、金属類、ごみ、有機物等の異物、及び有害物質を含んではならない。
- ③ 改良土は、本市に登録している改良土製造会社の製品を使用しなければならない。

- ④ 改良土の使用に当たっては、表 2-2 の規格に関する試験結果を監督員に提出し、承諾を得なければならない。
- ⑤ 発注者が必要と認める場合は、当該現場に搬入された改良土について、土壌試験を指示する場合がある。これに要する費用は、すべて受注者負担とする。

表 2-2 改良土の規格

| 最大粒径 | 19mm ふるい通過質量 | 425 μm ふるい通過質量 | 75 μm ふるい通過質量 | 塑性指数 P I (425 μmふるい通過質量) | 修正CBR |
|----------------------|-----------------|-------------------|------------------|-----------------------------|-------|
| 25mm以下 (26.5mm以下) | 90~100% | 10~90% | 0~25% | 10以下 | 30%以上 |

4. 基礎砕石

(1) 砕石

- ① 砕石は清浄、強硬、耐久的で泥、ごみ、有機物等の有害物を含まないもので、J I S A 5001 (道路用砕石) の規格に適合するものとする。

また、粒度は大小粒が適度に混合したもので、その粒度は表 2-3、表 2-4、の規格に適合するものとする。

表 2-3 砕石の粒度 (J I S A 5001 道路用砕石)

| ふるい目の開き | | | ふるいを通るものの通過質量百分率 (%) | | | | | | | | | | |
|----------|------|------|----------------------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|-------|
| 粒度範囲 | | | 53mm | 37.5mm | 31.5mm | 26.5mm | 19mm | 13.2mm | 4.75mm | 2.36mm | 1.18mm | 425 μm | 75 μm |
| 呼び名 | | | | | | | | | | | | | |
| 粒度調整砕石 | M-40 | 40~0 | 100 | 95~100 | — | — | 60~90 | — | 30~65 | 20~50 | — | 10~30 | 2~10 |
| | M-30 | 30~0 | — | 100 | 95~100 | — | 60~90 | — | 30~65 | 20~50 | — | 10~30 | 2~10 |
| | M-25 | 25~0 | — | — | 100 | 95~100 | — | 55~85 | 30~65 | 20~50 | — | 10~30 | 2~10 |
| クラッシュヤラン | C-40 | 40~0 | 100 | 95~100 | — | — | 50~80 | — | 15~40 | 5~25 | — | — | — |
| | C-30 | 30~0 | — | 100 | 95~100 | — | 55~85 | — | 15~45 | 5~30 | — | — | — |
| | C-20 | 20~0 | | | | 100 | 95~100 | 60~90 | 20~50 | 10~35 | — | — | — |

表 2-4 鉄鋼スラグの粒度

| ふるい目の開き | | | ふるいを通るものの通過質量百分率 (%) | | | | | | | | | | |
|---------|--------|------|----------------------|--------|--------|--------|------|--------|--------|--------|--------|--------|-------|
| 粒度範囲 | | | 53mm | 37.5mm | 31.5mm | 26.5mm | 19mm | 13.2mm | 4.75mm | 2.36mm | 1.18mm | 425 μm | 75 μm |
| 呼び名 | | | | | | | | | | | | | |
| 鉄鋼スラグ | HMS-25 | 25~0 | — | — | 100 | 95~100 | — | 60~80 | 35~60 | 25~45 | — | 10~25 | 3~10 |
| | MS-25 | 25~0 | — | — | 100 | 95~100 | — | 55~85 | 30~65 | 20~50 | — | 10~30 | 2~10 |

- ② 再生路盤材等の粒度については、表 2-5 の規格に適合するものとする。

表 2-5 再生碎石の粒度（プラント再生舗装技術指針）

| ふるい目の開き | | | ふるいを通るものの通過質量百分率（%） | | | | | | | | | | |
|---------|-------|------|---------------------|--------|--------|--------|-------|--------|--------|--------|--------|---------|--------|
| 粒度範囲 | | | 53mm | 37.5mm | 31.5mm | 26.5mm | 19mm | 13.2mm | 4.75mm | 2.36mm | 1.18mm | 425 μ m | 75 μ m |
| 呼び名 | | | | | | | | | | | | | |
| 粒度調整碎石 | RM-40 | 40~0 | 100 | 95~100 | — | — | 60~90 | — | 30~65 | 20~50 | — | 10~30 | 2~10 |
| | RM-30 | 30~0 | — | 100 | 95~100 | — | 60~90 | — | 30~65 | 20~50 | — | 10~30 | 2~10 |
| | RM-25 | 25~0 | — | — | 100 | 95~100 | — | 55~85 | 30~65 | 20~50 | — | 10~30 | 2~10 |
| ミディン | RC-40 | 40~0 | 100 | 95~100 | — | — | 50~80 | — | 15~40 | 5~25 | — | — | — |
| | RC-30 | 30~0 | | 100 | 95~100 | — | 55~85 | — | 15~45 | 5~30 | — | — | — |

（注）再生骨材の粒度は、モルタル粒などを含んだ解砕されたままの見かけの骨材粒度を使用する。

- ③ 碎石の材質については、表 2-6 の規格に適合するものとする。

表 2-6 耐久性の限度

| 用途 | 表層・基層 | 上層路盤 |
|--------|-------|------|
| 損失量（%） | 12以下 | 20以下 |

（注）試験方法は、「舗装調査・試験法便覧」の A004 硫酸ナトリウムを用いるによる骨材の安定性試験方法による。

- ④ 碎石の品質については、表 2-7 の規格に適合するものとする。

表 2-7 碎石の品質

| 項目 \ 用途 | 表層・基層 | 上層路盤 |
|-----------|--------|------|
| 表乾比重 | 2.45以上 | — |
| 吸水率（%） | 3.00以下 | — |
| すり減り減量（%） | ※30以下 | 50以下 |

（注 1）表層、基層用碎石のすり減り減量試験は、粒径 13.2~4.75mm のものについて実施する。

（注 2）上層路盤用碎石については、主として使用する粒径について行うものとする。

- ⑤ 下層路盤に使用する粒状路盤材は、粘土塊、有機物、ごみ等を有害量含まず、表 2-8 の規格に適合するものとする。

表 2-8 下層路盤の品質規格

| 工法 | 種別 | 試験項目 | 試験方法 | 規格値 | |
|------|-----------------------------------|-----------------|--------------------|-------------------------|-------------------------|
| 粒状路盤 | クラッシュラン 砂利、砂 | P I | 舗装調査・試験法便覧 F005 | ※ 6以下 | |
| | | 修正 C B R (%) | 舗装調査・試験法便覧 E001 | ※ 20以上 [30以上] | |
| | 再生クラッシュラン (R C-40) (R C-30) | P I | 舗装調査・試験法便覧 F005 | ※ 6以下 | |
| | | 修正 C B R (%) | 舗装調査・試験法便覧 E001 | 下層路盤 ※30以上 [40以上] | 歩道路盤 ※20以上 [30以上] |
| | 高炉徐冷スラグ | 呈色判定試験 | 舗装調査・試験法便覧 E002 | 呈色なし | |
| | 製鋼スラグ | 水浸膨張比 (%) | 舗装調査・試験法便覧 E004 | 1.5以下 | |
| | | エージング期間 | — | 6ヶ月以上 | |

(注 1) 特に指示されない限り最大乾燥密度の95%に相当する C B R を修正 C B R とする。

(注 2) 鉄鋼スラグには P I は適用しない。

(注 3) アスファルトコンクリート再生骨材を含む再生クラッシュランを用いる場合で、上層路盤、基層、表層の合計厚が40cmより小さい場合は、修正 C B R の規格値の値は[]内の数値を適用する。なお40℃で C B R 試験を行う場合は20%以上としてよい。

(注 4) 再生クラッシュランに用いるセメントコンクリート再生骨材は、すりへり減量が50%以下とするものとする。また、セメントコンクリート発生材を使用する場合は金属片、内装材、木片などの異物が混入してはならない。

(注 5) 鉄鋼スラグのうち、高炉徐冷スラグにおいては、呈色判定試験を行い合格したもの、また製鋼スラグにおいては、6ヶ月以上養生した後の水浸膨張比が規定値以下のものでなければならない。ただし、電気炉スラグを3ヶ月以上通常エージングしたあとの水浸膨張比が0.6%以下となる場合、及び製鋼スラグを促進エージングした場合は、施工実績などを参考にし、膨張性が安定したことを確認してエージング期間を短縮することができる。

(注 6) 再生材は、不特定多数の工事現場から発生する建設副産物が原材料であるため、性状が著しく異なる場合が多い。このため、再生材の購入に当たっては、十分な品質管理が行われているものを購入しなければならない。施工に際しては、その特性をよく理解した作業体制を組み、常に注意し観察を怠らず必要に応じて試験や測定を行い、その品質と出来形を確認しなければならない。

- ⑥ 上層路盤に使用する粒度調整路盤材は、細長いあるいは扁平な石片、粘土塊、有機物、ごみ等を有害量含まず、表2-9の規格に適合するものとする。

表2-9の1 上層路盤の品質規格

| 種別 | 試験項目 | 試験方法 | 規格値 |
|----------------|--------------|--------------------|----------------|
| 粒度調整砕石 M | P I | 舗装調査・試験法便覧 F005 | 4以下 |
| | 修正CBR (%) | 舗装調査・試験法便覧 E001 | 80以上 |
| 再生粒度調整砕石 RM | P I | 舗装調査・試験法便覧 F005 | 4以下 |
| | 修正CBR (%) | 舗装調査・試験法便覧 E001 | 80以上 [90以上] |

(注1) 粒度調整路盤に用いる破砕分級されたセメントコンクリート再生骨材は、すりへり減量が50%以下とするものとする。

(注2) アスファルトコンクリート再生骨材を含む再生粒度調整砕石の修正CBRは、[]内の数値を適用する。ただし、40℃でCBR試験を行った場合は80以上とする。

表2-9の2 上層路盤の品質規格

| 種別 | 試験項目 | 試験方法 | 規格値 |
|-------------------------|--|--------------------|-----------|
| 粒度調整鉄鋼スラグ MS | 呈色判定試験 | 舗装調査・試験法便覧 E002 | 呈色なし |
| | 水浸膨張比 (%) | 舗装調査・試験法便覧 E004 | 1.5以下 |
| | エージング期間 | — | 6ヶ月以上 |
| | 一軸圧縮強さ (13日養生後) K/mm ² (kgf/cm ²) | 舗装調査・試験法便覧 E003 | — |
| | 修正CBR (%) | 舗装調査・試験法便覧 E001 | 80以上 |
| | 単位容積質量 (kg/ç) | 舗装調査・試験法便覧 A023 | 1.5以上 |
| 水硬性粒度調整 鉄鋼スラグ HMS | 呈色判定試験 | 舗装調査・試験法便覧 E002 | 呈色なし |
| | 水浸膨張比 (%) | 舗装調査・試験法便覧 E004 | 1.5以下 |
| | エージング期間 | — | 6ヶ月以上 |
| | 一軸圧縮強さ (13日養生後) K/mm ² (kgf/cm ²) | 舗装調査・試験法便覧 E003 | 1.2(12)以上 |
| | 修正CBR (%) | 舗装調査・試験法便覧 E001 | 80以上 |
| | 単位容積質量 (kg/ç) | 舗装調査・試験法便覧 A023 | 1.5以上 |

(注) 本表に示す鉄鋼スラグ路盤材の品質規格は、修正CBR、一軸圧縮強さ及び単位容積質量については高炉徐冷スラグ及び製鋼スラグ、呈色判定については高炉スラグ、水浸膨張比及びエージング期間については製鋼スラグにそれぞれ適用する。

⑦ 路盤材の使用に当たっては、表 2-3～9 の規格について、試験結果を監督に提出し承諾を得なければならない。

(2) 割ぐり石

割ぐり石は堅硬な破碎石で、指定された寸法の範囲内で大小粒が適度に混入され、かつ脆弱、欠点のないもので、J I S A 5006 (割ぐり石) の規格に適合するものとする。

(通常、おおむね径 5～15cm で、薄っぺらなもの、細長いものでないこと。)

5. コンクリート用骨材

(1) 細骨材

細骨材は、清浄、堅硬、耐久的で、適当な粒度をもち、どろ、ごみ、有機不純物、塩化物等の有害量を含んでいないものとする。その粒度、有機物含有量は、土木学会「コンクリート標準示方書」の基準に適合するものとする。

(2) 粗骨材

粗骨材は、清浄、堅硬、耐久的で、適当な粒度をもち、薄い石片、細長い石片、有機不純物、塩化物等の有害量を含んではならない。その粒度、有機物含有量は、土木学会「コンクリート標準示方書」の基準に適合するものとする。

6. セメント及び混和材料

(1) 一般事項

工事に使用するセメント及び混和材料は、用途に適合する品質を備えるものとする。

(2) セメント

セメントの種類は、設計図書によるほか、J I S R 5211 (高炉セメント) のB種を標準とする。

(3) 混和材料

① 混和材として用いるコンクリート用膨脹材は、J I S A 6202 (コンクリート用膨脹材) の規格に適合するものとする。

② 混和剤として用いるA E 剤、減水剤及びA E 減水剤は、J I S A 6204 (コンクリート用化学混和剤) の規格に適合するものとする。

(4) コンクリート用水

コンクリートに使用する水は、油、酸、塩類、有機不純物、懸濁物等コンクリート及び鋼材の品質に悪影響を及ぼす物質の有害量を含んではならない。

7. レディーミクストコンクリート

(1) 一般事項

レディーミクストコンクリートの使用材料及び配合の報告等は、J I S A 5308 (レディーミクストコンクリート) の規格に適合するものとする。

(2) 使用区分

レディミクストコンクリートの使用区分は、設計図書によるほか、表 2-10 を標準とする。なお、使用区分を確認後、配合設計の基礎となる資料を提出し、監督員の承諾を得なければならない。また、コンクリート構造物に使用するコンクリートの水セメント

比上限値は、以下①、②を原則とする。

① 鉄筋コンクリート：55%以下

② 無筋コンクリート：60%以下

水セメント比は、受注者が作成した示方配合表により確認するものとする。ただし、水セメント比の上限値を満たすために、コンクリート強度が変更になる場合においては、設計変更の対象としないものとする。なお、水セメント比を減じることにより施工性が著しく低下する場合は、必要に応じて高性能減水剤の使用等を検討しなければならない。

また、使用区分の内、異形管防護工、捨コンクリート工・均しコンクリート工等については、水セメント比の上限値は問わないものとする。

表 2-10 コンクリート使用区分

| 呼称 | 設計基準強度 (N/mm ²) | スランプ (cm) | 粗骨材の 最大寸法 (mm) | 使 用 区 分 |
|----------------|--------------------------------|--------------|-------------------|-------------------------------------|
| A ₁ | 24 | 15 | 20 | 水密構造物（配水池等）の壁・柱・梁 |
| A ₂ | 24 | 12 | 20 | 水密構造物（配水池等）の上床版・底版等 |
| A ₃ | 24 | 15 | 40 | A ₁ 適用箇所のうち部材厚の大きいもの |
| A ₄ | 24 | 12 | 40 | A ₂ 適用箇所のうち部材厚の大きいもの |
| A ₅ | 24 | 8 | 20 | A ₁ 適用箇所のうち特に流動性の必要がないもの |
| A ₆ | 24 | 8 | 40 | A ₂ 適用箇所のうち特に流動性の必要がないもの |
| B ₁ | 21 | 15 | 20 | 一般構造物（弁室等）の壁・柱・梁 |
| B ₂ | 21 | 12 | 20 | 一般構造物（弁室等）の上床版・底版 |
| B ₃ | 21 | 15 | 40 | B ₁ 適用箇所のうち部材厚の大きいもの |
| B ₄ | 21 | 12 | 40 | B ₂ 適用箇所のうち部材厚の大きいもの |
| B ₅ | 21 | 8 | 20 | B ₁ 適用箇所のうち特に流動性の必要がないもの |
| B ₆ | 21 | 8 | 40 | B ₃ 適用箇所のうち特に流動性の必要がないもの |
| B ₇ | 18 | 8 | 20 (または40) | 道路構造物（街渠、側溝、縁石、境界石等） |
| C ₁ | 18 | 8 | 20 | 異形管防護工等 捨コンクリート工・均しコンクリート工等 |
| C ₂ | 18 | 8 | 40 | 重力式擁壁等 |

(注1) 骨材の種類は、「普通」とする。

(注2) 空気量は、4.5%とする。

(注3) 水セメント比 ①鉄筋コンクリート：55%以下 ②無筋コンクリート：60%以下とする。

(注4) 捨コンクリート工・均しコンクリート工等については、水セメント比の上限値は問わないものとする。

(3) 試験

- ① コンクリートの試験は、製造工場ごとに設計基準強度を指定したコンクリートについて行わなければならない。ただし、発注者が認めた場合に限り試験を省略することができる。
- ② スランプ試験及び空気量試験は、必要に応じ適宜行わなければならない。
なお、スランプ及び空気量は指定した値に対して、それぞれ表 2-11及び表 2-12の範囲内にあるものとする。

表 2-11 スランプの許容差

| 指定された値 | スランプの許容値 |
|-------------------|----------|
| 2.5cm | ±1.0 cm |
| 5.0cm 及び 6.5cm | ±1.5 cm |
| 8.0cm 以上 18.0cm以下 | ±2.5 cm |

表 2-12 空気量の許容差

| コンクリートの種類 | 空気量の許容差 (%) |
|-----------|-------------|
| 普通コンクリート | 指定した値の±1.5 |
| 舗装コンクリート | |
| 軽量コンクリート | |

- ③ コンクリートに含まれる塩化物量は、荷卸し地点で、塩素イオンとして0.3kg/m³以下とする。

8. モルタル配合

モルタルの標準配合は表 2-13によるものとする。

表 2-13 モルタルの標準配合 (1 m³当たり)

| 配合比 | 材 料 | | 用 途 |
|-------|--------|---------------------|---------------|
| | 高炉セメント | 砂 | |
| 1 : 2 | 720 kg | 0.95 m ³ | 目地・表層モルタル |
| 1 : 3 | 530 kg | 1.05 m ³ | 敷きモルタル (縁石等) |
| 1 : 4 | 420 kg | 1.15 m ³ | 敷きモルタル (平板舗装) |

9. 現場練りコンクリート

現場練りコンクリートの標準配合は、表 2-14によるものとする。

表 2-14 標準配合表 (1 m³当たり)

| 呼び強度 (N/mm ²) | 高炉セメント (kg) | 洗 砂 (m ³) | コンクリート用 砕石 (m ³) | スランプ (cm) | w/c (%) |
|---------------------------|-------------|-----------------------|------------------------------|-----------|---------|
| 21 | 292 | 0.47 | 0.65 | 8 | 59 |
| 18 | 275 | 0.47 | 0.65 | 8 | 63 |

10. セメントコンクリート製品

(1) 一般事項

セメントコンクリート製品は、使用目的に適合した品質、形状及び寸法を有している

もので、ひび割れ等損傷のないものでなければならない。

また、塩化物含有量は、コンクリート中に含まれる塩化物イオンの総量で表すものとし、練り混ぜ時の全塩化物イオンは $0.3\text{kg}/\text{m}^3$ 以下とする。なお、これを超えるものを使用する場合は、監督員の承諾を得なければならない。

(2) セメントコンクリート製品

セメントコンクリート製品は設計図書によるものとし、それぞれ次の規格に適合するものとする。

JIS A 5361 (プレキャストコンクリート製品－種類、製品の呼び方及び表示の通則)

JIS A 5364 (プレキャストコンクリート製品－材料及び製造方法の通則)

JIS A 5365 (プレキャストコンクリート製品－検査方法通則)

JIS A 5371 (プレキャスト無筋コンクリート製品)

JIS A 5372 (プレキャスト鉄筋コンクリート製品)

JIS A 5373 (プレキャストプレストレストコンクリート製品)

JIS A 5406 (建築用コンクリートブロック)

JIS A 5506 (下水道用マンホールふた)

JIS T 9251 (視覚障害者誘導用ブロック等の突起の形状・寸法及びその配列)

その他大阪市建設局が規格を定める製品

11. 下水道用硬質塩化ビニル管

下水道用硬質塩化ビニル管は、以下の規格に適合するものとする。

JIS K 6741 (硬質塩化ビニル管)

JSWAS K 1 (下水道用硬質塩化ビニル管) (JSWAS : 日本下水道協会規格)

12. 保水性ブロック

(1) 使用材料(保水性ブロック)

工事で使用する保水性ブロックは、J I S A 5371:2010 に適合する材料(プレキャスト無筋コンクリート製品)を使用することとする。

(2) 性能

工事で使用する保水性ブロックは、大阪市建設局工事請負共通仕様書で定められたブロック舗装工用舗装材の基準並びに次に示す規格値を満足するものとする。

表 2-15 保水性ブロックの規格値

| 試験項目 | 試験方法 | 規格値 | 試験基準 | 摘要 |
|--------|-----------------|--|--|-----------------------|
| 曲げ強度 | JIS A 5371:2010 | [I L B] 厚さ 6cm : 3.00N/mm ² 以上 厚さ 8cm : 5.00N/mm ² 以上 [平板] 厚さ 6cm : 3.00N/mm ² 以上 | [I L B]※1 [平板]※2 | ※3 |
| 保水量 | JIS A 5371:2010 | 保水量 : 0.150g/cm ³ 以上 | [I L B]※1 [平板]※2 | ※3 |
| 吸水性 | JIS A 5371:2010 | 吸上げ高さ : 70%以上 | [I L B]※1 [平板]※2 | ※3 |
| 寸法精度 | JIS A 5371:2010 | [I L B] 幅・長さの最低寸法 : 50mm 以上 幅・長さ : ±2.5mm 以内 厚さ : -1.0~+4.0mm 以内 [平板] 縦・横 : ±3.0mm 以内 厚さ : -3.0~+2.0mm 以内 | [I L B]※1 [平板]※2 | ※3 |
| すべり抵抗値 | ASTM E 303 | 供試体 7 個平均が BPN40 以上 全ての供試体が BPN30 以上 | 形状毎に 1,000m ² につき 1 回以上 (7 個/回)。ただし、1,000m ² 未満の場合は 1 回。 | ※3 1 測点につき各 5 回行う。 |

※1 形状毎に 1,000 m²につき 1 回以上 (3 個/回)。ただし、1,000 m² 未満の場合は 1 回。

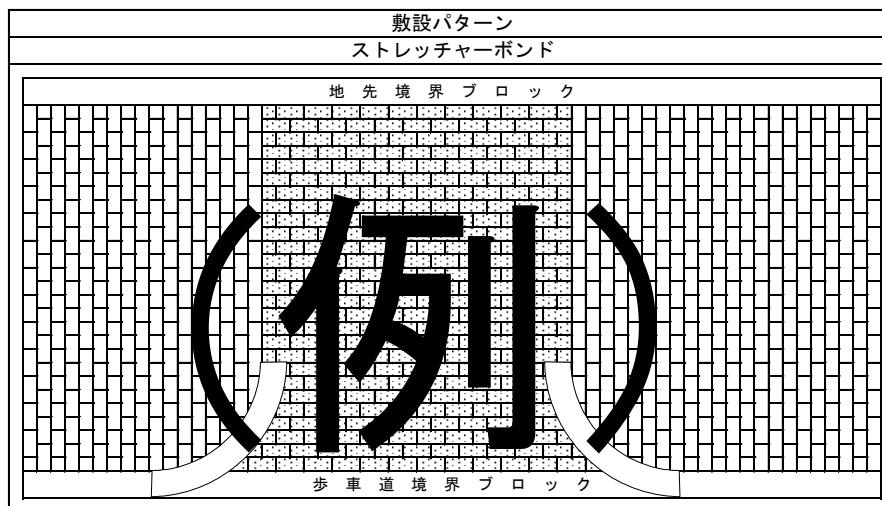
※2 形状毎に 2,000 個につき 1 回以上 (3 個/回)。ただし、2,000 個未満の場合は 1 回。

※3 製造者による試験成績表をもって試験の実施に代えることができる。

(3) 形状、色及び敷設パターン

ブロックの形状、色及び敷設パターンについては、次のとおりとする。ただし、下記内容は一般的なものであるため、各工事におけるブロックの形状、色及び敷設パターンは設計図書および監督員に確認しなければならない。

| 形状 | 色 | |
|---------------------------|-------|------------|
| 長方形 (198mm×98mm) t = 6 cm | 一般部 | 赤(濃・淡)・グレー |
| 長方形 (198mm×98mm) t = 8 cm | 車両乗入部 | グレー |



13. 瀝青材料及び混合物

(1) アスファルト乳剤

第2編第4章第2節4-2-2 アスファルト舗装の材料 第4項(3)、第21項及び第22項による。

(2) 舗装用石油アスファルト

舗装用石油アスファルトは、表2-16の規格に適合するものとする。

表2-16 舗装用石油アスファルトの規格

| 項目 \ 種類 | 40~60 | 60~80 | 80~100 | 100~120 |
|----------------------------|---------------|---------------|----------------|-----------------|
| 針入度(25℃) 1/10 mm | 40を超え 60以下 | 60を超え 80以下 | 80を超え 100以下 | 100を超え 120以下 |
| 軟化点 ℃ | 47.0~55.0 | 44.0~52.0 | 42.0~50.0 | 40.0~50.0 |
| 伸度 (15℃) cm | 10以上 | 100以上 | 100以上 | 100以上 |
| トルエン可溶分 % | 99.0以上 | 99.0以上 | 99.0以上 | 99.0以上 |
| 引火点 ℃ | 260以上 | 260以上 | 260以上 | 260以上 |
| 薄膜加熱質量変化率 % | 0.6以下 | 0.6以下 | 0.6以下 | 0.6以下 |
| 薄膜加熱針度残留率 % | 58以上 | 55以上 | 50以上 | 50以上 |
| 蒸発後の針入度比 % | 110以下 | 110以下 | 110以下 | 110以下 |
| 密度 (15℃) g/cm ³ | 1,000以上 | 1,000以上 | 1,000以上 | 1,000以上 |

(注1) 各種類とも120℃、150℃、180℃のそれぞれにおける動粘度を試験表に付記するものとする。

(3) 加熱アスファルト混合物

- ① アスファルト舗装の基層及び表層に使用する加熱アスファルト混合物は、表2-17、表2-18の規格に適合するものとする。

表2-17 マーシャル安定度試験基準値

| 混合物の種類 | ①粗粒度アスファルト混合物 | ②密粒度アスファルト混合物 | | ③細粒度アスファルト混合物 | ④密粒度ギャップアスファルト混合物 | ⑤密粒度アスファルト混合物 | | ⑥細粒度ギャップアスファルト混合物 | ⑦細粒度アスファルト混合物 | ⑧密粒度ギャップアスファルト混合物 | ⑨開粒度アスファルト混合物 | ⑩砕石マスチック混合物 (改質型バインダー) |
|----------------|---------------|------------------------|------|---------------|-------------------|---------------|-------|-------------------|---------------|-------------------|---------------|---------------------------|
| | (20) | (20) | (13) | (13) | (13) | (20F) | (13F) | (13F) | (13F) | (13F) | (13) | (13) |
| 突固め回数 | C交通以上 | | 75 | | | 50 | | | | | 75 | 50 |
| | B交通以下 | | 50 | | | | | | | | 50 | |
| 空隙率 (%) | 3~7 | 3~6 | | | 3~7 | 3~5 | | | 2~5 | 3~5 | | 2.5 ± 0.5 |
| 飽和度 (%) | 65~ 85 | 70~85 | | | 65~ 85 | 75~85 | | | 75~ 90 | 75~ 85 | | 75~ 90 |
| 安定度 (KN) | 4.90 以上 | 4.90 [7.35] 以上 | | 4.90以上 | | | | | 3.43 以上 | 4.90 以上 | 3.43 以上 | 54.90 以上 |
| フロー値 (1/100cm) | 20~40 | | | | | | | | 20~ 80 | 20~40 | | 20~ 50 |
| 骨材間隙率 (%) | | | | | | | | | | | | 17 以上 |
| 残留安定度 (%) | | | | | | | | | | | | 75 以上 |

(注1) 積雪寒冷地域の場合や、C交通であっても流動によるわだち掘れのおそれが少ないところでは突固め回数を50回とする。

(注2) [] 内はC交通以上で突固め回数を75回とする場合の基準値を示す。

表 2-18 アスファルト混合物の種類と粒度範囲

| 混合物の種類 | ①粗粒度アスファルト混合物 | ②密粒度アスファルト混合物 | | ③細粒度アスファルト混合物 | ④密粒度ギャップアスファルト混合物 | ⑤密粒度アスファルト混合物 | | ⑥細粒度ギャップアスファルト混合物 | ⑦細粒度アスファルト混合物 | ⑧密粒度ギャップアスファルト混合物 | ⑨開粒度アスファルト混合物 | ⑩ポーラスアスファルト混合物 | | ⑩砕石マッシュク混合物 (改質Ⅱ型バインダー) |
|--------------|---------------|---------------|--------|---------------|-------------------|---------------|--------|-------------------|---------------|-------------------|---------------|----------------|--------|----------------------------|
| | (20) | (20) | (13) | (13) | (13) | (20F) | (13F) | (13F) | (13F) | (13F) | (13) | (20) | (13) | (13) |
| 仕上がり厚 cm | 4~6 | 4~6 | 3~5 | 3~5 | 3~5 | 4~6 | 3~5 | 3~5 | 3~4 | 3~5 | 3~4 | 4~5 | 4~5 | 3~5 |
| 最大粒径 mm | 20 | 20 | 13 | 13 | 13 | 20 | 13 | 13 | 13 | 13 | 13 | 20 | 13 | 13 |
| 通過質量百分率 % | 26.5mm | 100 | 100 | | | | 100 | | | | | | 100 | |
| | 19mm | 95~100 | 95~100 | 100 | 100 | 100 | 95~100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 95~100 | 100 |
| | 13.2mm | 70~90 | 75~90 | 95~100 | 95~100 | 95~100 | 75~95 | 95100 | 95~100 | 95~100 | 95~100 | 95~100 | 64~84 | 90~100 |
| | 4.75mm | 35~55 | 45~65 | 55~70 | 65~80 | 35~55 | 52~72 | | 60~80 | 75~90 | 45~65 | 23~45 | 10~31 | 10~35 |
| | 2.36mm | 20~35 | 35~50 | | 50~65 | 30~45 | 40~60 | | 45~65 | 65~80 | 30~45 | 15~30 | | |
| | 600μm | 11~23 | 18~30 | | 25~40 | 20~40 | 25~45 | | 40~60 | 40~65 | 25~40 | 8~20 | 10~20 | |
| | 300μm | 5~16 | 10~21 | | 12~27 | 15~30 | 16~33 | | 20~45 | 20~45 | 20~40 | 4~15 | | 13~20 |
| | 150μm | 4~12 | 6~16 | | 8~20 | 5~15 | 8~21 | | 10~25 | 15~30 | 10~25 | 4~10 | | - |
| | 75μm | 2~7 | 4~8 | | 4~10 | 4~10 | 6~11 | | 8~13 | 8~15 | 8~12 | 2~7 | 3~7 | |
| アスファルト量 % | 4.5~6 | 5~7 | | 6~8 | 4.5~6.5 | 6~8 | | 6~8 | 7.5~9.5 | 5.5~7.5 | 3.5~5.5 | 4~6 | | 5.5~7.5 |
| 繊維質補強材添加量(%) | - | - | | - | - | - | | - | - | - | - | | | 0.5 |

(4) 加熱アスファルト安定処理混合物

加熱アスファルト安定処理混合物は、表 2-19の規格に適合するものとする。

表 2-19 マーシャル安定度試験基準値

| | |
|----------------|--------|
| マーシャル安定度 KN | 3.43以上 |
| フロー値 (1/100cm) | 10~40 |
| 空げき率 (%) | 3~12 |
| 突固め回数 (回) | 50 |

(注) 25mmを越える骨材部分は、同質量だけ25~13mm骨材と置き換えてマーシャル試験を行う。

(5) 改質アスファルト混合物

ゴム・熱可塑性エラストマー入りアスファルトは、表 2-20の規格に適合するものとする。また、プラントミックスタイプについては、あらかじめ使用する舗装用石油アスファルトに改質材料を添加し、その性状が表 2-20に示す値に適合していることを確認しなければならない。

表 2-20 ゴム・熱可塑性エラストマー入りアスファルトの標準的性状

| 種 類 項 目 | ゴム・熱可塑性エラストマー入りアスファルト | |
|-------------------|-----------------------|---------------|
| | 改質アスファルト I 型 | 改質アスファルト II 型 |
| 軟化点 °C | 50.0~60.0 | 56.0~70.0 |
| 針入度 (25°C) 1/10mm | 50 以上 | 40 以上 |
| 伸 度 (7°C) cm | 30 以上 | — |
| 伸 度 (15°C) cm | — | 30 以上 |
| 引火点 °C | 260 以上 | 260 以上 |
| 薄膜加熱針入度残留率 % | 55 以上 | 65 以上 |
| タフネス (25°C) N・m | 5 以上 | 8 以上 |
| テナシティ (25°C) N・m | 2.5 以上 | 4 以上 |

(注 1) 密度 (15°C) は、試算用に付記すること。

(注 2) 最適混合温度範囲及び最適締固め温度範囲を試験表に付記すること。

(注 3) プラントミックスタイプの場合は、使用するアスファルトに改質材を所定量添加し調整した改質アスファルトに適用する。

(6) アスファルトコンクリート再生骨材

再生加熱アスファルト混合物に用いるアスファルトコンクリート再生骨材の品質は表 2-21の規格に適合するものとする。

表 2-21 アスファルトコンクリート再生骨材の品質

(プラント再生舗装技術指針)

| 項 目 名 称 | 旧アスファルト 含有量 (%) | 旧アスファルトの針入度 (25℃)1/10mm | 洗い試験で失われる量 (%) |
|-------------------------|--------------------|----------------------------|-------------------|
| アスファルトコンクリート 再 生 骨 材 | 3.8以上 | 20以上 | 5 以下 |

(注1) 各項目は13~0mmの粒度区分のものに適用する。

(注2) アスファルトコンクリート再生骨材中に含まれる旧アスファルト含有量及び75μmふるいによる水洗いで失われる量は、再生骨材の乾燥試料質量に対する百分率で表したものである。

(注3) 洗い試験で失われる量は、試料のアスファルトコンクリート再生骨材の水洗い前の75μmふるいとどまるものと水洗い後の75μmふるいとどまるものを、気乾若しくは60℃以下の乾燥炉で乾燥し、その質量差を求めたものである(旧アスファルトは再生骨材の質量に含まれるが、75μmふるい通過分に含まれる旧アスファルトは微量なので、洗い試験で失われる量の一部として扱う。)

14. 路面標示用塗料

区画線など溶着式路面標示用塗料は、表 2-22の規格に適合するものとする。

表 2-22 溶着式路面標示の材料規格

| 材 料 | 規 格 |
|---------------|---------------------------------|
| 溶 融 用 ペ イ ン ト | JIS K 5665 (路面標示用塗料 (溶融用) 3種1号) |
| ガ ラ ス ビ ー ズ | JIS R 3301 (路面標示塗料用ガラスビーズ) |
| プ ラ イ ム コ ー ト | 合成ゴム系 |

15. 鋼 材

(1) 一般事項

- ① 工事に使用する鋼材は、さび、腐れ等変質のないものとする。
- ② 受注者は、鋼材を塵埃や油類等で汚損しないようにするとともに、防食しなければならない。
- ③ 工事に使用する鋼材は設計図書によるものとし、それぞれ、次の規格に適合するもので、規格証明書のあるものとする。また、J I Sマーク表示製品については許可工場の製品とする。なお、J I Sに規定のない製品については、使用に先立ち監督員の承諾を得なければならない。

(2) 構造用圧延鋼材

構造用圧延鋼材は、以下の規格に適合するものとする。

- JIS G 3101 (一般構造用圧延鋼材)
- JIS G 3106 (溶接構造用圧延鋼材)
- JIS G 3112 (鉄筋コンクリート用棒鋼)
- JIS G 3114 (溶接構造用耐候性熱間圧延鋼材)

JIS G 3131 (熱間圧延軟鋼板及び鋼帯)
JIS G 3191 (熱間圧延棒鋼とパーインコイルの形状、寸法及び重量並びにその許容差)
JIS G 3192 (熱間圧延形鋼の形状、寸法、質量及びその許容差)
JIS G 3193 (熱間圧延鋼板及び鋼帯の形状、寸法、質量及びその許容差)
JIS G 3194 (熱間圧延平鋼の形状、寸法、質量及びその許容差)
JIS G 4303 (ステンレス鋼棒)
JIS G 4304 (熱間圧延ステンレス鋼板及び鋼帯)
JIS G 4305 (冷間圧延ステンレス鋼板及び鋼帯)
JIS G 4309 (ステンレス鋼線)

(3) 軽量形鋼

軽量形鋼は、以下の規格に適合するものとする。

JIS G 3350 (一般構造用軽量形鋼)

(4) 鋼管

鋼管は、以下の規格に適合するものとする。

JIS G 3444 (一般構造用炭素鋼鋼管)
JIS G 3452 (配管用炭素鋼管)
JIS G 3457 (配管用アーク溶接炭素鋼鋼管)
JIS G 3459 (配管用ステンレス鋼管)
JIS G 3468 (配管用溶接大径ステンレス鋼管)
JIS G 3466 (一般構造用角形鋼管)
JWWA G 117 (水道用塗覆装鋼管)
JWWA G 118 (水道用塗覆装鋼管の異形管)

(5) 鋳鉄品、鋳鋼品及び鍛鋼品

鋳鉄品、鋳鋼品及び鍛鋼品は、以下の規格に適合するものとする。

JIS G 3201 (炭素鋼鍛鋼品)
JIS G 4051 (機械構造用炭素鋼鋼材)
JIS G 5101 (炭素鋼鋳鋼品)
JIS G 5102 (溶接構造用鋳鋼品)
JIS G 5111 (構造用高張力炭素鋼及び低合金鋼鋳鋼品)
JIS G 5501 (ねずみ鋳鉄品)
JIS G 5502 (球状黒鉛鋳鉄品)
JIS H 5120 (銅及び銅合金鋳物)
JIS H 5121 (銅合金連続鋳造鋳物)

(6) ボルト用鋼材

ボルト用鋼材は、以下の規格に適合するものとする。

JIS B 1180 (六角ボルト)
JIS B 1181 (六角ナット)

JIS B 1186 (摩擦接合用高力六角ボルト、六角ナット、平座金のセット)

JIS B 1198 (頭付きスタッド)

JIS B 1256 (平座金)

JIS M 2506 (ロックボルト及びその構成部品)

(7) 溶接材料

溶接材料は、以下の規格に適合するものとする。

JIS Z 3211 (軟鋼用被覆アーク溶接棒)

JIS Z 3212 (高張力鋼用被覆アーク溶接棒)

JIS Z 3214 (耐候性鋼用被覆アーク溶接棒)

JIS Z 3221 (ステンレス鋼被覆アーク溶接棒)

JIS Z 3312 (軟鋼及び高張力鋼用マグ溶接ソリッドワイヤ)

JIS Z 3313 (軟鋼、高張力鋼及び低温用鋼用アーク溶接フラックス入りワイヤ)

JIS Z 3315 (耐候性鋼用炭酸ガスアーク溶接ソリッドワイヤ)

JIS Z 3320 (耐候性鋼用炭酸ガスアーク溶接フラックス入りワイヤ)

JIS Z 3351 (炭素鋼及び低合金鋼用サブマージアーク溶接ソリッドワイヤ)

JIS Z 3352 (炭素鋼及び低合金鋼用サブマージアーク溶接フラックス)

(8) 鉄線

鉄線は、以下の規格に適合するものとする。

JIS G 3532 (鉄線)

(9) ワイヤロープ

ワイヤロープは、以下の規格に適合するものとする。

JIS G 3525 (ワイヤロープ)

(10) プレストレストコンクリート用鋼材

プレストレストコンクリート用鋼材は、以下の規格に適合するものとする。

JIS G 3109 (PC鋼棒)

JIS G 3137 (細径異形PC鋼棒)

JIS G 3502 (ピアノ線材)

JIS G 3506 (硬鋼線材)

JIS G 3536 (PC鋼線及びPC鋼より線)

(11) 鉄網

鉄網は、以下の規格に適合するものとする。

JIS G 3551 (溶接金網及び鉄筋格子)

JIS G 3552 (ひし形金網)

(12) 鋼製ぐい及び鋼矢板

鋼製ぐい及び鋼矢板は、以下の規格に適合するものとする。

JIS A 5523 (溶接用熱間圧延鋼矢板)

JIS A 5525 (鋼管ぐい)

JIS A 5526 (H形鋼ぐい)
JIS A 5528 (熱間圧延鋼矢板)
JIS A 5530 (鋼管矢板)

16. 塗料

(1) 一般事項

- ① 塗料と稀釈剤は同一製造者の製品を使用するものとする。
- ② 受注者は、塗料と稀釈剤は工場調合したものを用いなければならない。
- ③ 受注者は、塗料と稀釈剤を、直射日光を受けない場所に保管し、その取り扱いは関係諸法令、諸法規を遵守して行わなければならない。なお、開缶後に、受注者は十分に攪拌した上、速やかに使用しなければならない。
- ④ 塗料と稀釈剤の有効期限は、ジンクリッチペイントの亜鉛粉末は、製造後6箇月以内、その他の塗料は製造後12箇月以内とするものとし、受注者は有効期限を経過した塗料と稀釈剤を使用してはならない。

(2) 塗料

塗料は、設計図書によるものとし、次の規格に適合するものとする。

JIS K 5492 (アルミニウムペイント)
JIS K 5511 (油性調合ペイント)
JIS K 5516 (合成樹脂調合ペイント)
JIS K 5551 (エポキシ樹脂塗料)
JIS K 5552 (ジンクリッチプライマー)
JIS K 5553 (厚膜形ジンクリッチペイント)
JIS K 5555 (エポキシ樹脂雲母状酸化鉄塗料)
JIS K 5621 (一般用さび止めペイント)
JIS K 5622 (鉛丹さび止めペイント)
JIS K 5623 (亜酸化鉛さび止めペイント)
JIS K 5624 (塩基性クロム酸鉛さび止めペイント)
JIS K 5625 (シアナミド鉛さび止めペイント)
JIS K 5627 (ジンククロメートさび止めペイント)
JIS K 5628 (鉛丹ジンククロメートさび止めペイント)
JIS K 5633 (エッチングプライマー)
JIS K 5639 (塩化ゴム系塗料)
JIS K 5657 (鋼構造物用ポリウレタン樹脂塗料)
JIS K 5659 (鋼構造物用フッ素樹脂塗料)
JIS K 5663 (合成樹脂エマルションペイント及びシーラー)
JIS K 5664 (タールエポキシ樹脂塗料)
JWWA K 135 (水道用液状エポキシ樹脂塗料塗装方法)
JWWA K 157 (水道用無溶剤形エポキシ樹脂塗料塗装方法) JHS-P-08 (変性エポキシ

樹脂塗料下塗) (JHS: 日本道路公団規格)

その他「鋼道路橋塗装便覧」(日本道路協会)及びWSP 009水管橋外面防食基準に定める塗料(WSP: 日本水道鋼管協会規格)

17. 木材

(1) 一般事項

- ① 工事に使用する木材は、使用目的に十分合致した材質や形状を有するものとする。
- ② 木材の規格については、用材の日本農林規格によることを原則とし、わん曲、大節、腐朽、割れ、入皮等の欠点のないものとする。また、立枯材は使用してはならない。

(2) 寸法

設計図書に示す寸法の表示は、製材においては仕上がり寸法とし、素材については特に明示する場合を除き末口寸法とする。

18. 水道用シールホース

本節 2-3-3 第 1 項 配水管材料 に準じる。

19. 給水装置材料

給水装置工事及び給水施設工事に使用する材料は、設計図書によるものとし、水道法施行令第 5 条に規定する構造及び材質の基準に適合しているもの及び大阪市水道事業給水条例第 10 条、第 10 条の 2 の規定による他、本節 2-3-3 第 1 項 配水管材料 に準じる。

20. 塩化ビニル製品

塩化ビニル製品は、設計図書によるものとし、それぞれ次の規格に適合するものとする。なお、給水装置材料は本節 2-3-3 第 19 項 給水装置材料 の規定によるものとする。

JIS K 6741 (硬質ポリ塩化ビニル管)

JIS K 6742 (水道用硬質ポリ塩化ビニル管)

JIS K 6743 (水道用硬質ポリ塩化ビニル管継手)

JIS K 6773 (ポリ塩化ビニル止水板)

21. ポリエチレン管

ポリエチレン管は、設計図書によるものとし、次の規格に適合するものとする。なお、給水装置材料は本節 2-3-3 第 19 項 給水装置材料 の規定によるものとする。

JIS K 6762 (水道用ポリエチレン二層管)

22. 不断水式工法用材料

不断水式工法に用いる材料は第 3 編第 1 章第 5 節 不断水工法 による。なお、給水装置材料は本節 2-3-3 第 19 項 給水装置材料 の規定によるものとする。